

新

# 建設業許可の手引き

令和5年1月改定版

宮城県土木部

旧

# 建設業許可の手引き

令和4年5月改定版

宮城県土木部

# 新

## はじめに

この手引は、建設業の許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などを簡明にまとめたものです。法律の趣旨を十分御理解の上、この手引を参考に手続を行ってください。

なお、申請用紙の記入漏れや添付書類に不備があった場合、提出書類を受付できないことがあります。受付した場合でも、取下げや却下処分を行わなくてはならないことがあります（登録免許税を除き、手数料は返却できません。）。

申請手続の代理については、法律で行政書士に限られています。これら以外の方が、業としてこれを行うことはできません。（代理人の方が提出する際は、必ず委任状の添付をお願いします。）

手続きは、建設業法、その他関係法令及び「建設業許可事務ガイドライン」に則り進められております。また、事業管理課ホームページに掲載されている、「建設業許可Q&A」も併せて御参照ください。

### ◎お願い

土木事務所から返還された申請書（届出書）の控えは、今後の許可申請等で必要になる場合がありますので、確認書類を含めて大切に保管してください。

### ◎必ず確認してください！

許可申請書や添付資料に虚偽の記載をする等、「不正の手段」により建設業許可を受けたり、変更の届出を行ったりした場合は、**許可の取消しなどの監督処分**（建設業法第29条）や、**懲役又は罰金の罰則**（建設業法第50条）の対象となりますので、注意してください。

# 旧

## はじめに

この手引は、建設業の許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などを簡明にまとめたものです。法律の趣旨を十分御理解の上、この手引を参考に手続を行ってください。

なお、申請用紙の記入漏れや添付書類に不備があった場合、提出書類を受付できないことがあります。受付した場合でも、取下げや却下処分を行わなくてはならないことがあります（登録免許税を除き、手数料は返却できません。）。提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合は、法律により処罰されますので注意してください。

申請手続の代理については、法律で行政書士に限られています。これら以外の方が、業としてこれを行うことはできません。（代理人の方が提出する際は、必ず委任状の添付をお願いします。）

手続きは、建設業法、その他関係法令及び「建設業許可事務ガイドライン」に則り進められております。また、事業管理課ホームページに掲載されている、「建設業許可Q&A」も併せて御参照ください。

### ◎お願い

土木事務所から返還された申請書（届出書）の控えは、今後の許可申請等で必要になる場合がありますので、確認書類を含めて大切に保管してください。

## 第一編 建設業許可について

1 建設業の許可と種類	1
(1) 建設業とは	1
(2) 許可を必要とする者	1
(3) 建設工事と建設業の種類	1
〔補足〕建設工事区分の考え方	6
(4) 附帯工事	13
2 許可の種類	14
(1) 知事許可と大臣許可	14
(2) 許可の区分（一般建設業と特定建設業）	14
3 許可の有効期間	15
4 許可の基準（許可を受けるための資格要件）	15
(1) 経營業務の管理体制	15
(2) 専任技術者	18
(3) 誠実性	20
(4) 財産的基礎等	21
(5) 欠格要件等	22

## 第二編 許可申請について

5 許可の申請手続	23
(1) 宮城県知事許可の申請手続	23
(2) 国土交通大臣許可の申請手続	26
6 許可申請書の作成（申請書類の記入例及び記入上の注意）	27
建設業許可申請書類等一覧	27
申請書類記載例	30
(1) 建設業許可申請書〔表紙〕	30
(2) 建設業許可申請書〔様式第一号〕	31
(3) 役員等の一覧表〔別紙一〕	34
(4) 営業所一覧表（新規許可等）〔別紙二（1）〕	35
(5) 営業所一覧表（更新）〔別紙二（2）〕	36
(6) 専任技術者一覧表〔別紙四〕	37
(7) 工事経歴書〔様式第二号〕	39
(8) 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	49
(9) 使用人数〔様式第四号〕	51
(10) 誓約書〔様式第六号〕	52
(11) 常勤役員等証明書〔様式第七号〕	53
(12) 常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	54
◎適正な経営体制（規則第7条1号イ該当の場合）の確認資料	55
(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕	57

## 第一編 建設業許可について

1 建設業の許可と種類	1
(1) 建設業とは	1
(2) 許可を必要とする者	1
(3) 建設工事と建設業の種類	1
〔補足〕建設工事区分の考え方	6
(4) 附帯工事	13
2 許可の種類	14
(1) 知事許可と大臣許可	14
(2) 許可の区分（一般建設業と特定建設業）	14
3 許可の有効期間	15
4 許可の基準（許可を受けるための資格要件）	15
(1) 経營業務の管理体制	15, 19
(2) 専任技術者	17, 19
(3) 誠実性	17, 20
(4) 財産的基礎等	18, 20
(5) 欠格要件等	18, 21

## 第二編 許可申請について

5 許可の申請手続	22
(1) 宮城県知事許可の申請手続	22
(2) 国土交通大臣許可の申請手続	25
6 許可申請書の作成（申請書類の記入例及び記入上の注意）	26
建設業許可申請書類等一覧	26
申請書類記載例	29
(1) 建設業許可申請書〔表紙〕	29
(2) 建設業許可申請書〔様式第一号〕	30
(3) 役員等の一覧表〔別紙一〕	33
(4) 営業所一覧表（新規許可等）〔別紙二（1）〕	34
(5) 営業所一覧表（更新）〔別紙二（2）〕	35
(6) 専任技術者一覧表〔別紙四〕	36
(7) 工事経歴書〔様式第二号〕	38
(8) 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	49
(9) 使用人数〔様式第四号〕	51
(10) 誓約書〔様式第六号〕	52
(11) 常勤役員等証明書〔様式第七号〕	53
(12) 常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	54
◎適正な経営体制（規則第7条1号イ該当の場合）の確認資料	55
(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕	57

# 新

(14) 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕	61
(15) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕	62
◎適正な経営体制（規則第7条1号ロ該当の場合）の確認資料	63
(16) 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	65
(17) 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	67
◎専任技術者の確認資料	68
◎技術者の資格（指定学科）表	69
◎専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表	70
◎技術職員資格区分コード表	71
(18) 実務経験証明書〔様式第九号〕	74
(19) 指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕	75
(20) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	76
(21) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	77
<u>〔参考 登記されていないことの証明書〕</u>	<u>78</u>
<u>〔参考 身元（身分）証明書〕</u>	<u>79</u>
(22) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	80
(23) 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕	81
(24) 財務諸表〔様式第十五号から様式第十九号〕	82
(25) 営業の沿革〔様式第二十号〕	103
(26) 所属建設業者団体〔様式第二十号の二〕	104
(27) 主要取引金融機関名〔様式第二十号の三〕	105

## 第三編 許可後の注意事項について

1 標識の掲示	106
2 変更届の提出	107
(1) 変更届出書〔様式第二十二号の二〕	112
(2) 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	116
(3) 届出書〔様式第二十二号の三〕	118
(4) 変更届出書（決算報告用）	120
3 廃業等の届出 廃業届〔様式第二十二号の四〕	121
4 訂正の届出	122
5 建設業許可証明書	123
6 建設業許可申請書の閲覧	124
7 建設業許可申請書類の写しの交付	124
〔参考〕	
建設業許可申請等における行政書士の代理申請について	125
建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表	127
申請に関するお問い合わせ先	129

# 旧

(14) 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕	61
(15) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕	62
◎適正な経営体制（規則第7条1号ロ該当の場合）の確認資料	63
(16) 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	65
(17) 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	67
◎専任技術者の確認資料	68
◎専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表	69
◎技術者の資格（指定学科）表	69
◎技術職員資格区分コード表	70
(18) 実務経験証明書〔様式第九号〕	73
(19) 指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕	74
(20) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	75
(21) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	76
<hr/>	
(22) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	77
(23) 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕	78
(24) 財務諸表〔様式第十五号から様式第十九号〕	79
(25) 営業の沿革〔様式第二十号〕	97
(26) 所属建設業者団体〔様式第二十号の二〕	98
(27) 主要取引金融機関名〔様式第二十号の三〕	99

## 第三編 許可後の注意事項について

1 標識の掲示	100
2 変更届の提出	101
(1) 変更届出書〔様式第二十二号の二〕	106
(2) 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	110
(3) 届出書〔様式第二十二号の三〕	112
(4) 変更届出書（決算報告用）	114
3 廃業等の届出 廃業届〔様式第二十二号の四〕	115
4 訂正の届出	116
5 建設業許可証明書	117
6 建設業許可申請書の閲覧	118
7 建設業許可申請書類の写しの交付	118
〔参考〕	
建設業許可申請等における行政書士の代理申請について	119
建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表	122
申請に関するお問い合わせ先	124

## 〔補足〕 建設工事区分の考え方

各業種間における類似した建設工事の区分については、下記の内容を参考としてください。

## 1 土木一式工事

- (1)「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- (2)上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

## 2 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

## ※一式工事とは・・・

工作物の建設を一体的に請負い、総合的な企画、指導、調整を行う工事を指します。そのため、土木一式工事、建築一式工事に該当するのは原則として元請で請負う工事に限られます。

なお、土木一式工事、建築一式工事は必ずしも2以上の専門工事が組合せであることが要件ではなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます。

## 3 左官工事

- (1)防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- (2)ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- (3)『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

## 4 とび・土工・コンクリート工事

- (1)『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であ

## 〔補足〕 建設工事区分の考え方

各業種間における類似した建設工事の区分については、下記の内容を参考としてください。

## 1 土木一式工事

- (1)「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- (2)上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

## 2 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

## ※一式工事とは・・・

工作物の建設を一体的に請負い、総合的な企画、指導、調整を行う工事を指します。そのため、土木一式工事、建築一式工事に該当するのは原則として元請で請負う工事に限られます。

なお、土木一式工事、建築一式工事は必ずしも2以上の専門工事が組合せであることが要件ではなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます。

## 3 左官工事

- (1)防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- (2)ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- (3)『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

## 4 とび・土工・コンクリート工事

- (1)『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であ

る。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

- (2) 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- (3) 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- (4) 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- (5) 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- (6) 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- (7) 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- (8) 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- (9) トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

## 5 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

る。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

- (2) 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- (3) 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- (4) 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- (5) 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- (6) 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- (7) 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- (8) 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- (9) トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

## 5 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

## 6 屋根工事

- (1)「瓦」,「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』でなく『屋根工事』に該当する。
- (2)「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- (3)屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

## 7 電気工事

- (1) 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- (2)『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』,『管工事』,『電気通信工事』,『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

## 8 管工事

- (1)「冷暖房設備工事」,「冷凍冷蔵設備工事」,「空調調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- (2)し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』,『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- (3)『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』,『管工事』,『電気通信工事』,『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (4)建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- (5)上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』,『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が

## 6 屋根工事

- (1)「瓦」,「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』でなく『屋根工事』に該当する。
- (2)「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- (3)屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

## 7 電気工事

- (1) 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- (2)『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』,『管工事』,『電気通信工事』,『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

## 8 管工事

- (1)「冷暖房設備工事」,「冷凍冷蔵設備工事」,「空調調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- (2)し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』,『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- (3)『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』,『管工事』,『電気通信工事』,『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (4)建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- (5)上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』,『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が

『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- (6) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分する。

### 9 タイル・れんが・ブロック工事

- (1) 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- (2) 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- (3) 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

### 10 鋼構造物工事

- (1) 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- (2) ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- (3) 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

### 11 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス

『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- (6) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分する。

### 9 タイル・れんが・ブロック工事

- (1) 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- (2) 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- (3) 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

### 10 鋼構造物工事

- (1) 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- (2) ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- (3) 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

### 11 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス

圧接継手，溶接継手，機械式継手等がある。

## 1.2 舗装工事

- (1) 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については，工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- (2) 人工芝張付け工事については，地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

## 1.3 板金工事

- (1) 「建築板金工事」とは，建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい，具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- (2) 「瓦」，「スレート」及び「金属薄板」については，屋根をふく材料の別を示したものにすぎず，また，これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから，これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

## 1.4 塗装工事

「下地調整工事」及び「プラスト工事」については，通常，塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

## 1.5 防水工事

- (1) 『防水工事』に含まれるものは，いわゆる建築系の防水工事のみであり，トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- (2) 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業，防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

## 1.6 内装仕上工事

- (1) 「家具工事」とは，建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- (2) 「防音工事」とは，建築物における通常の防音工事であり，ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- (3) 「たたみ工事」とは，採寸，割付け，たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

## 1.7 機械器具設置工事

- (1) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため，機械器具の種類によっては『電気工事』，『管工事』，『電気通信工事』，『消防施設工事』，等と重複するものもあるが，これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし，これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

圧接継手，溶接継手，機械式継手等がある。

## 1.2 舗装工事

- (1) 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については，工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- (2) 人工芝張付け工事については，地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

## 1.3 板金工事

- (1) 「建築板金工事」とは，建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい，具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- (2) 「瓦」，「スレート」及び「金属薄板」については，屋根をふく材料の別を示したものにすぎず，また，これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから，これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

## 1.4 塗装工事

「下地調整工事」及び「プラスト工事」については，通常，塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

## 1.5 防水工事

- (1) 『防水工事』に含まれるものは，いわゆる建築系の防水工事のみであり，トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- (2) 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業，防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

## 1.6 内装仕上工事

- (1) 「家具工事」とは，建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- (2) 「防音工事」とは，建築物における通常の防音工事であり，ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- (3) 「たたみ工事」とは，採寸，割付け，たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

## 1.7 機械器具設置工事

- (1) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため，機械器具の種類によっては『電気工事』，『管工事』，『電気通信工事』，『消防施設工事』，等と重複するものもあるが，これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし，これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

- (2) 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。
- (3) 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- (4) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

### 18 電気通信工事

- (1) 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。
- (2) 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。  
なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は『電気通信工事』に該当しない。
- (3) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

### 19 造園工事

- (1) 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- (2) 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- (3) 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- (4) 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- (5) 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

### 20 水道施設工事

- (1) 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。  
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の

- (2) 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。
- (3) 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- (4) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

### 18 電気通信工事

- (1) 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。
- (2) 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。  
なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は『電気通信工事』に該当しない。
- (3) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

### 19 造園工事

- (1) 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- (2) 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- (3) 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- (4) 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- (5) 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

### 20 水道施設工事

- (1) 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。  
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の

区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

## 2.1 消防施設工事

- (1) 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- (2) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

## 2.2 清掃施設工事

- (1) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

## 2.3 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

## 2.1 消防施設工事

- (1) 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- (2) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

## 2.2 清掃施設工事

- (1) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- (2) し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

## 2.3 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

## &lt;参考&gt;

次のものは建設工事に含まれないので、注意してください。

- |  |                        |
|--|------------------------|
| ・ 産業廃棄物等の収集、運搬業務                             | ・ 建設機械リース（オペレーターが付かない） |
| ・ 樹木の剪定、除草、抜根、伐採                             | ・ 除雪                   |
| ・ 道路維持管理業務委託                                 | ・ 測量、設計、地質調査           |
| ・ ビル清掃などの清掃業務                                | ・ 電気設備・消防施設の保守点検業務     |
| ・ 自社施工                                       |                        |
| ・ 船舶や航空機など、土地に定着しない動産の築造、設備機器取付              |                        |
| ・ <u>工事現場で作業に従事する人員の供出（いわゆる人工出し、常備契約、応援）</u> |                        |

なお、判断に迷う場合には、各土木事務所総務班（建設業担当）又は事業管理課建設業振興・指導班にご相談ください。

**（４）附帯工事—法第４条—**

建設業者が許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事（以下「附帯工事」という。）であれば、一体として請け負うことができます。（附帯工事自体が独立の使用目的に供されるものではありません。）

しかし、附帯工事であって500万円以上のものを実際に施工する場合には、その工事業の許可を受けた建設業者に下請負に出すか、自分で自ら施工するなら、その業種の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることとなります。

## &lt;参考&gt;

次のものは建設工事に含まれないので、注意してください。

- |                                 |                        |
|---------------------------------|------------------------|
| ・ 産業廃棄物等の収集、運搬業務                | ・ 建設機械リース（オペレーターが付かない） |
| ・ 樹木の剪定、除草、抜根、伐採                | ・ 除雪                   |
| ・ 道路維持管理業務委託                    | ・ 測量、設計、地質調査           |
| ・ ビル清掃などの清掃業務                   | ・ 電気設備・消防施設の保守点検業務     |
| ・ 自社施工                          |                        |
| ・ 船舶や航空機など、土地に定着しない動産の築造、設備機器取付 |                        |
| ・ _____                         |                        |

なお、判断に迷う場合には、各土木事務所総務班（建設業担当）又は事業管理課建設業振興・指導班にご相談ください。

**（４）附帯工事—法第４条—**

建設業者が許可を受けた業種の建設工事を請け負う場合に、その建設工事に従として附帯する他の種類の建設工事（以下「附帯工事」という。）であれば、一体として請け負うことができます。（附帯工事自体が独立の使用目的に供されるものではありません。）

しかし、附帯工事であって500万円以上のものを実際に施工する場合には、その工事業の許可を受けた建設業者に下請負に出すか、自分で自ら施工するなら、その業種の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることとなります。

2 許可の種類—法第3条—

(1) 知事許可と大臣許可

建設業の許可には、知事許可と大臣許可があります。

イ 知事許可

1つの都道府県内にだけ営業所を持ち、営業する場合は知事許可を受けます。

ロ 国土交通大臣許可

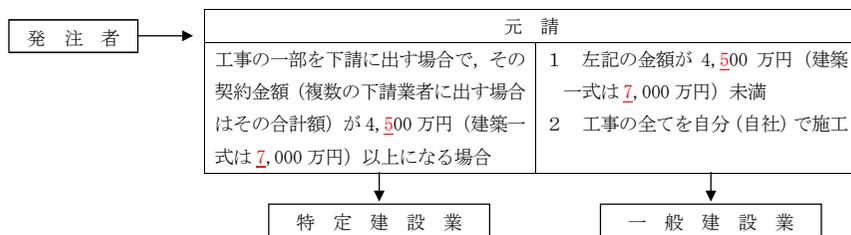
2つ以上の都道府県に営業所を持ち、営業する場合は国土交通大臣許可を受けます。

(注) 営業所とは、本店、支店、常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- ② 電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分等とは明確に区分された事務室が設けられていること。
- ③ 建設業の経営経験を有する役員等（建設業法施行規則第7条第1号の要件を満たす者）又は建設業法施行令第3条の使用人（①に関する権限を付与された者）が常勤していること。
- ④ 専任技術者が常勤していること。

(2) 許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。（同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。）



この特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、法令上特別の義務が課せられます。

(注) [指定建設業について]

次の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められているため、特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業

2 許可の種類—法第3条—

(1) 知事許可と大臣許可

建設業の許可には、知事許可と大臣許可があります。

イ 知事許可

1つの都道府県内にだけ営業所を持ち、営業する場合は知事許可を受けます。

ロ 国土交通大臣許可

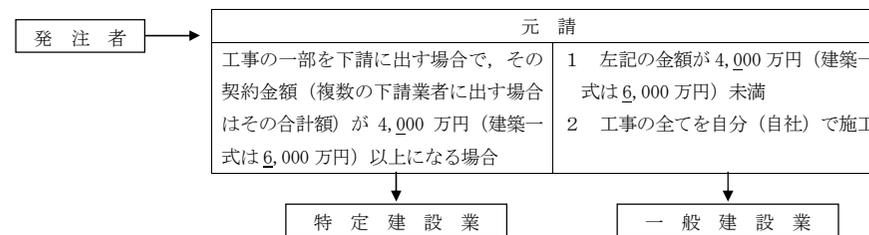
2つ以上の都道府県に営業所を持ち、営業する場合は国土交通大臣許可を受けます。

(注) 営業所とは、本店、支店、常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- ② 電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分等とは明確に区分された事務室が設けられていること。
- ③ 建設業の経営経験を有する役員等（建設業法施行規則第7条第1号の要件を満たす者）又は建設業法施行令第3条の使用人（①に関する権限を付与された者）が常勤していること。
- ④ 専任技術者が常勤していること。

(2) 許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。（同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。）



この特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、法令上特別の義務が課せられます。

(注) [指定建設業について]

次の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められているため、特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業

3 許可の有効期間—法第3条—

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き当該許可に係る建設業者として営業する場合には、期限が満了する日の30日前までに、許可を受けた時と同様の手続きにより許可の更新の手続きをとらなければなりません。手続きを怠れば期間満了とともにその効力を失い、当該許可に係る建設業者として営業することができなくなります。

なお、許可の更新の手続きを行えば、有効期間の満了後であっても許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

4 許可の基準（許可を受けるための資格要件）—法第7・8・15条—

許可を受けるためには、次の5つの項目の資格要件を備えていることが必要です。

1 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有していること。(法第7条第1号(一般建設業)、第15条第1号(特定建設業))

(1) 経営業務の管理責任者(体制)として国土交通省令(建設業法施行規則(以下「規則」という。))で定める基準に適合する者であること。(規則第7条第1号【一般建設業・特定建設業共通】)

イ 経営業務の管理責任者

常勤役員等のうち1人が①～③のいずれかに該当する者であること。

「常勤役員等」とは  
法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの  
個人である場合にはその者又はその支配人

「役員」とは  
業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。

① 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

「経営業務の管理責任者」とは  
業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等の営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者

② 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経営業務を管理した経験を有する者

「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者」とは  
業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等の営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者

「経営業務を執行する権限の委任を受けた者」とは  
取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として専任された者(例：執行役員)

3 許可の有効期間—法第3条—

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き当該許可に係る建設業者として営業する場合には、期限が満了する日の30日前までに、許可を受けた時と同様の手続きにより許可の更新の手続きをとらなければなりません。手続きを怠れば期間満了とともにその効力を失い、当該許可に係る建設業者として営業することができなくなります。

なお、許可の更新の手続きを行えば、有効期間の満了後であっても許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

4 許可の基準（許可を受けるための資格要件）—法第7・8・15条—

許可を受けるためには、次の下表の項目に掲げる資格要件を備えていることが必要です。

- 1 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有していること。
- 2 専任技術者を営業所ごとに置いていること。
- 3 請負契約に関して誠実性を有していること。
- 4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
- 5 欠格要件等に該当しないこと。

項目	一般建設業 —法第7条第1号—	特定建設業 —法第15条第1号— 同左
1 適正な経営体制	<p>建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。(建設業法施行規則第7条第1号及び第2号の基準を満たす者であること。)</p> <p>●規則第7条第1号</p> <p>イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>② 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経営業務を管理した経験を有する者</p> <p>③ 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者</p>	<p>業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者。</p> <p>取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験。</p>

経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験。

③ 建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

「経營業務の管理責任者を補佐する業務」とは  
建設業に関する建設工事の施工に必要な資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般

- ロ 経營業務の管理責任体制
  - ①及び②の要件全てに該当すること。
  - ① 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であること
    - 1 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理, 労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者
 

「財務管理の業務経験」とは  
建設工事を施工するに当たって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験

「労務管理の業務経験」とは  
社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続を行う部署におけるこれらの業務経験

「業務運営の業務経験」とは  
会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験

      - 2 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者
    - ② ①の常勤役員等を直接に補佐する者が、それぞれ次の業務経験を5年以上有する者であること。(ただし、許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする「建設業を営む者」にあつては当該「建設業を営む者」における建設業の業務経験に限る。)
      - 1 財務管理の業務経験
      - 2 労務管理の業務経験
      - 3 業務運営の業務経験
  - ※ 常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができる。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算することができる。
- ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの

	<p>ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験(許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする「建設業を営む者」にあつては当該「建設業を営む者」における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。)を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理, 労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者</li> <li>② 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者</li> </ul> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの</p> <p>●規則第7条第2号 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。</p> <p>ロ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第十三条第一項の規定による届書を提出</p>	
--	--	--

経験期間の地位	建設業に関する経営業務の管理責任者	建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位		建設業に関する役員又は役員等に次ぐ職制上の地位	役員等（建設業以外の職種を含む）
経験の内容	経営業務の管理責任者としての経験	経営業務を執行する権限の委任を受けた者として経営業務を管理した経験	経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験	役員等に次ぐ職制上の地位の場合は財務管理・労務管理・業務運営のいずれかの経験に限る）	
経験年数	5年以上		6年以上	5年以上 （建設業に関する役員等の経験2年以上含む）	
常勤役員等を直接補佐する者				建設業の財務管理・労務管理・業務運営についてそれぞれ業務経験5年以上の者 （1人の者が複数の経験を兼ねることが可能）	
根拠法令（規則）	第7条第1号イ（1）	第7条第1号イ（2）	第7条第1号イ（3）	第7条第1号ロ（1）	第7条第1号ロ（2）

**（2）社会保険加入事業所として、次のいずれにも該当する者であること。（規則第7条第2号）【一般建設業・特定建設業共通】**

- イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- ロ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- ハ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。

		<p>した者であること。</p> <p>ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第3号）第百四十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。</p>	
2	すべての営業所に、右のいずれかに該当する専任の技術者がいること。	<p>一法第7条第2号一 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 指定学科を卒業後</p> <p>① 高校（旧実業学校含む）、中等教育学校、専門学校（1年制） ⇒ <b>5年以上の実務経験を有する者</b></p> <p>② 大学（短期大学、高等専門学校・旧専門学校を含む）、専門学校（2年制以上） ⇒ <b>3年以上の実務経験を有する者</b></p> <p><b>指定学科</b>—P.69表参照</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する者（学歴・資格を問わない。）</p> <p>ハ イ、ロと同等又はそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者</p> <p>① 指定学科に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧実業学校卒業程度検定合格後5年以上の実務経験を有する者</li> <li>・旧専門学校卒業程度検定合格後3年以上の実務経験を有する者</li> </ul> <p>② P70-72表の資格区分「○」、「□」、及び「●」、「■」に該当する者</p> <p>③ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者</p>	<p>一法第15条第2号一 イ P.70-72表の資格区分「●」、「■」に該当する者</p> <p>ロ 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当（同左）し、かつ元請として4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者</p> <p>（注）指定建設業については、上記のイ又はハに該当する者であること。（指定建設業についてはP.14参照）</p> <p><b>（※）役員等とは</b></p> <p>①相談役②顧問③総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（個人に限る）④出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る）⑤その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者</p>
3	請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。	<p>一法第7条第3号一 法人・法人の役員等（※）、個人事業主・支配人、支店長・営業所長が左に該当すること。</p>	<p>一法第15条第1号一 同左</p>

いずれも学校教育法によるもの。  
いわゆる「職業能力開発大学校」等は含みません。

2 営業所ごとに専任技術者を置いていること。(法第7条第2号(一般建設業), 法第15条第2号(特定建設業))

「専任技術者」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいう。

2以上の業種の許可を申請する場合、同表の各基準を満たしている者は、同一営業所内において、それぞれの業種の「専任技術者」を兼ねることができる。

専任技術者は、建設業の他社の技術者、管理建築士及び宅地建物取引主任者等他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできない。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができる。

一般建設業	特定建設業
<p>イ 指定学科を卒業後</p> <p>① 高校(旧実業学校含む)、中等教育学校、専門学校(1年制) ⇒ <b>5年以上の実務経験を有する者</b></p> <p>② 大学(短期大学、高等専門学校・旧専門学校を含む)、専門学校(2年制以上) ⇒ <b>3年以上の実務経験を有する者</b></p> <p><b>指定学科</b>— P.69表参照</p> <p>※ 職業能力開発大学校等は含まない。</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する者(学歴・資格を問わない。)</p> <p>ハ イ、ロと同等又はそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者</p> <p>① 指定学科に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧実業学校卒業程度検定合格後5年</li> <li>・旧専門学校卒業程度検定合格後3年以上の実務経験を有する者</li> </ul> <p>② P70-72表の資格区分「○」、「□」、及び「●」、「■」に該当する者</p> <p>③ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認められた者</p> <p><b>「実務経験」とは</b> 許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験</p> <p><b>【含まれるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事の施工を指揮、監督した経験</li> <li>・実際に建設工事の施工に携わった経験(請負人の立場における経験に限られないので、次の経験も含まれる)</li> <li>・建設工事の注文者側において設計に従事した経験</li> </ul>	<p>イ P.70-72表の資格区分「●」、「■」に該当する者</p> <p>ロ 法第7条第2号イ、ロ又はハに該当し、かつ元請として4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</p> <p><b>「指導監督的な実務経験」とは</b> 建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導した経験</p> <p>ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者</p> <p>(注) 指定建設業については、上記のイ(技能検定1級の国家資格、技術士の資格)又はハ(国土交通大臣がそれと同等以上の能力を有するものと認定)に該当する者であること。 (指定建設業についてはP.14参照)</p>

4 財産的基礎等	<p>請負契約を履行するに足る財産的基礎等のあること。</p> <p>—法第7条第4号— 次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 自己資本が500万円以上あること。</p> <p>② 500万円以上の資金調達能力のあること。</p> <p>③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。</p>	<p>—法第15条第3号— 次のすべての要件に該当すること。 (注) P.20(4)参照</p> <p>① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと。</p> <p>② 流動比率が75%以上であること。</p> <p>③ 資本金が2,000万円以上であること。</p> <p>④ 自己資本が4,000万円以上あること。 ※新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上であれば上記に該当します。</p>
5 その他	<p>欠格要件等</p> <p>(★)建設業法施行規則第八条の二参照</p>	<p>—法第8条— 下記のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。</p> <p>イ 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。</p> <p>ロ 法人・法人の役員等、個人事業主・支配人、その他支店長・営業所長等が、次のような要件に該当しているとき。</p> <p>① 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの(★)又は破産者で復権を得ない者</p> <p>② 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年を経過しない者</p> <p>③ 許可の取り消しを逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者</p> <p>④ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼすおそれが大であるとき、又は請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>⑤ 禁固以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑥ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうち政令で定めるもの(★)、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、または刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑦ 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)</p> <p>⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(★)政令とは、建設業法施行令第3条の2を指す。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場監督技術者としての経験</li> </ul> <p>【含まれないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事現場の単なる雑務</li> <li>・ 工事現場の事務の仕事に関する経験</li> </ul>	
---	--

※ 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者が営業所専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができる。

### (1) 適正な経営体制

- イ 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。
- ロ 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者は、営業所専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができます。
- ハ 常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができます。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算することができます。
- ニ 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。
- 「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。
- これらの経験は、申請事業者における経験に限られます。「直接に補佐する」とは、常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うことをいいます。

### (2) 専任技術者

- 「専任技術者」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいいます。
- イ 2以上の業種の許可を申請する場合、同表の各基準を満たしている者は、同一営業所内において、それぞれの業種の「専任技術者」を兼ねることができます。
- ロ 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者は、営業所専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができます。
- ハ 「専任技術者」は、建設業の他社の技術者及び管理建築士、宅地建物取引主任者等の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。
- ニ 「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの経験は請負人の立場における経験に限られないから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれるが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。
- ホ 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導した経験をいいます。
- ヘ 「指定建設業」（P14（注）参照）について、特定建設業の許可を受けようとする場合は、一級の国家資格、技術士の資格又は国土交通大臣がそれと同等以上の能力を有するものと認定した者でなければなりません。

3 法人の役員等及び政令で定める使用人（支店長、営業所長等）又は個人及び政令で定める使用人（支配人）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をする恐れが明らかな者でないこと。（法第7条第3号【一般建設業・特定建設業共通】）

「役員等」とは

相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（個人に限る）、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る）、その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者

「不正又は不誠実な行為」とは

請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為や、工事内容、工期等請負契約に違反する行為

建設業法、建築士法、宅地建物取引法等で「不正な行為」又は「不誠実な行為」を行ったことにより、免許等の取消処分を受け、又は営業の停止等の処分を受けて5年を経過しない者は、誠実性のない者として取り扱われる。

(3) 誠実性

- イ 「不正な行為」→請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為
- ロ 「不誠実な行為」→工事内容、工期等請負契約に違反する行為
- ハ 建設業法、建築士法、宅地建物取引法等で「不正な行為」又は「不誠実な行為」を行ったことにより、免許等の取消処分を受け、あるいは営業の停止等の処分を受けて5年を経過しない者は、誠実性のない者として取り扱われます。

(4) 財産的基礎等

- イ P18 ページ財産的基礎について、初回の更新時は、申請日時点では許可年月日から起算して5年に満たないため、「③直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」は使えません。①又は②により証明ください。
- ロ 「自己資本」とは、次の額をいいます。（提出書類：様式第十五号 貸借対照表）
  - 法人の場合……純資産合計額
  - 個人の場合……期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金、準備金の額を加えた額
- ハ 「資金調達能力」については、担保とすべき不動産を有していること等により、金融機関から資金の融資が受けられる能力があるか否かが判断されます。  
 （提出書類：取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書等※申請受理前1か月以内のもの）
- ニ 「特定建設業の財産的基礎」  
 申請時直近の貸借対照表（定時株主総会の承認を得たもの）において、次のすべての事項に該当していることが必要です。（一般建設業の財産的基礎はP.18参照）  
 なお、決算期を変更すれば財産的基礎を満たす場合には、変更後の決算期における変更届出書の提出が必要になります（定款・議事録・確定申告書の原本と写しを添付してください）。

事 項	法 人	個 人
①欠損比率	※繰越利益剰余金が負の場合、以下の式にてはめて判断する （繰越利益剰余金が正の場合は、欠損が出ていないので要件を満たす） $\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金})}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$ ※繰越利益剰余金のマイナスをとる	$\frac{\text{事業主損失} + \text{事業主貸勘定} + \text{事業主借勘定}}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
②流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③資本金	資本金 $\geq 2,000$ 万円	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円

(注1) 個人の場合は、④に示された金額以上の預金残高証明書を提出してください。  
 (注2) 財産的基礎は、当該許可を受ける際（更新、追加等を含む。）に判断されるものであり、許可を受けた後に基準に適合しないことになったとしても直ちに影響を受けるものではありません。

4 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。(法第7条第4号(一般建設業)、法第15条第3号(特定建設業))

一般建設業	特定建設業
<p>倒産することが明白でなく、かつ、イ、ロ又はハのいずれかに該当すること。</p> <p>イ 自己資本の額が500万円以上あること。</p> <p>「自己資本」とは                      法人の場合：純資産合計額                      個人の場合：期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金、準備金の額を加えた額</p> <p>ロ 500万円以上の資金調達能力があること。</p> <p>「資金調達能力」とは                      担保とすべき不動産を有していること等により金融機関から資金の融資が受けられる能力                      (提出書類：取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書等(申請受理前1か月以内のもの))</p> <p>ハ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績があること。                      ※ 新規に許可を受けてから初めての更新では、申請日時点で許可年月日から起算して5年に満たないため、この要件によることはできない。イ又はロによる必要がある。</p>	<p>倒産することが明白でなく、かつ、申請時直近の貸借対照表(定時株主総会の承認を得たもの)において次の全ての要件に該当すること。</p> <p>イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。</p> <p>ロ 流動比率が75%以上であること。</p> <p>ハ 資本金の額が2,000万円以上であること。                      ※ 申請日までに増資を行うことで基準を満たすことも可能(増資後の登記事項証明書を添付すること)</p> <p>ニ 自己資本の額が4,000万円以上であること。                      ※ 新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上であれば上記に該当する。</p> <p>※ 決算期を変更すれば財産的基礎を満たす場合には、変更後の決算期における変更届出書の提出が必要。(定款・議事録・確定申告書の原本と写しを添付)</p>

【特定建設業の財産的基礎の計算式】

事項	法人	個人
①欠損比率	<p>※繰越利益剰余金が負の場合、以下の式にあてはめて判断する(繰越利益剰余金が正の場合は、欠損が出ていないので要件を満たす)</p> $\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金})}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$ <p>繰越利益剰余金のマイナスをとる</p>	<p>事業主損失+事業主貸勘定+事業主借勘定</p> <p>期首資本金</p> <p>×100 ≤ 20%</p>
②流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③資本金	資本金 ≥ 2,000万円	期首資本金 ≥ 2,000万円
④自己資本	純資産合計 ≥ 4,000万円	純資産合計 ≥ 4,000万円 (預金残高証明書による)

(5) 欠格要件等

P18の5のロ①について、下記イ及びロの提出書類(申請又は届出日前3月以内に発行されたもの)が必要です。

イ 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」

許可申請者(法人の役員等全員(株主等を除く)・本人・法定代理人)及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ロ 市区町村長が交付する「身元(身分)証明書」

許可申請者(法人の役員等全員(株主等を除く)・本人・法定代理人)及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

(注1) イの「登記されていないことの証明書」は全国の法務局・地方法務局の本局窓口で発行されます。宮城県内では仙台法務局において発行が可能ですが、仙台法務局の支局・出張所の窓口では発行できませんのでご注意ください。また、郵送により証明書の請求を行う場合、発行は東京法務局のみとなります。(郵送による交付を希望される場合にはお近くの法務局にご相談下さい。)

(注2) ロの「身元(身分)証明書」は本籍を所管する各市区町村で発行されます。

(注3) 成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、当該欠格事由に該当しない場合がありますので、個別に御相談願います。

## 5 欠格要件等に該当しないこと。(法第8条【一般建設業・特定建設業共通】)

次のいずれかに該当する場合は、許可を受けられない。

※ 成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書等により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、欠格事由に該当しない場合がある。詳細は個別の相談による。

(1) 法人・法人の役員等、個人事業主・支配人、その他支店長・営業所長等が、次に掲げる事由に該当しているとき。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年を経過しない者

ハ 許可の取消を逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者

ニ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼすおそれが大であるとき、又は請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ホ 禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ヘ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事の施工等に関する法令のうち政令（→建設業法施行令第3条の2）で定めるもの、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ト 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）

チ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令（→建設業法施行規則第8条の2）で定めるもの

リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

## 5 許可の申請手続

## (1) 宮城県知事許可の申請手続

申請から許可（認可）に至るまでの手続は、次のとおりです。

申請書入手 → 申請予約 → 提出・要件審査・受付 → 審査 → 許可（認可） → 通知書交付

※電子申請システムによる申請方法は、「建設業許可の手引き（電子申請版）」を確認してください。

**申請書入手**

申請に必要な書類は、下記宮城県土木部事業管理課ホームページからダウンロードしてください。

事業管理課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/>)

また、各管轄土木事務所にも備えてあります。

**申請予約**（宮城県知事許可の申請のみ）

申請が集中することによる窓口の混雑を解消し、県民サービス向上を図るため、建設業許可申請等（事前相談も含む）について予約による申請の御協力をお願いしております。

## イ 予約対象となる許可申請手続

1. 新規（組織換を含む）
2. 許可換え新規
3. 般・特新規
4. 業種追加
5. 更新 ※有効期間満了の1か月前までに申請して下さい。満了の3か月前から申請可能です。
6. 上記を含む組み合わせ（業種追加＋更新など）
7. 建設業許可を受けた地位を承継する場合の認可申請
8. 上記に係る事前の御相談や予備審査（事前の書類チェック）

## ロ 予約方法・予約連絡先

●管轄の土木事務所にて電話又は直接窓口で予約してください。

※P.25「所在地別管轄土木事務所一覧」参照

- 予約受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時30分（土日祝日、閉庁時除く）
- 毎月1日～31日分は前月の最初の開庁日の午前9時から、申請日の前日（開庁日に限る）まで予約可能です。
- 予約は先着順となり、御希望の日時の予約ができない場合もありますので、あらかじめ了承願います。
- 各土木事務所空き状況については、直接該当土木事務所にお問い合わせ願います。
- 混雑状況や審査状況によって、待ち時間が長くなる場合もあります。

## ハ 予約時の連絡事項

- 予約時に、予約1件ごとに以下の事項を伝えてください。
  - ①申請希望日時、
  - ②業者名（法人名又は個人名）及び業者の所在地（住所等）
  - ③代理人名（代理人申請の場合）
  - ④申請区分等（新規申請、更新申請、業種追加申請、認可申請、新規の事前相談等）
  - ⑤許可番号（新規以外の場合）

## 5 許可の申請手続

## (1) 宮城県知事許可の申請手続

申請から許可（認可）に至るまでの手続は、次のとおりです。

申請書入手 → 申請予約 → 提出・\_\_\_\_\_・受付 → 審査 → 許可（認可） → 通知書交付

**申請書入手**

申請に必要な書類は、下記宮城県土木部事業管理課ホームページからダウンロードしてください。

事業管理課ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/>)

また、各管轄土木事務所にも備えてあります。

**申請予約**（宮城県知事許可の申請のみ）

申請が集中することによる窓口の混雑を解消し、県民サービス向上を図るため、建設業許可申請等（事前相談も含む）について予約による申請の御協力をお願いしております。

## イ 予約対象となる許可申請手続

1. 新規（組織換を含む）
2. 許可換え新規
3. 般・特新規
4. 業種追加
5. 更新 ※有効期間満了の1か月前までに申請して下さい。満了の3か月前から申請可能です。
6. 上記を含む組み合わせ（業種追加＋更新など）
7. 建設業許可を受けた地位を承継する場合の認可申請
8. 上記に係る事前の御相談や予備審査（事前の書類チェック）

## ロ 予約方法・予約連絡先

●管轄の土木事務所にて電話又は直接窓口で予約してください。

※P.24「所在地別管轄土木事務所一覧」参照

- 予約受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時30分（土日祝日、閉庁時除く）
- 毎月1日～31日分は前月の最初の開庁日の午前9時から、申請日の前日（開庁日に限る）まで予約可能です。
- 予約は先着順となり、御希望の日時の予約ができない場合もありますので、あらかじめ了承願います。
- 各土木事務所空き状況については、直接該当土木事務所にお問い合わせ願います。
- 混雑状況や審査状況によって、待ち時間が長くなる場合もあります。

## ハ 予約時の連絡事項

- 予約時に、予約1件ごとに以下の事項を伝えてください。
  - ①申請希望日時、
  - ②業者名（法人名又は個人名）及び業者の所在地（住所等）
  - ③代理人名（代理人申請の場合）
  - ④申請区分等（新規申請、更新申請、業種追加申請、認可申請、新規の事前相談等）
  - ⑤許可番号（新規以外の場合）
  - ⑥予約者の氏名及び連絡先（電話番号）

⑥予約者の氏名及び連絡先（電話番号）

※当日、審査開始時間に来庁していない場合は、予約取消（キャンセル）として取り扱うことがありますので承願します。

なお、各種変更届、建設業許可証明書の申請については、予約は不要です。（月～金曜日（土日祝日、閉庁時除く）の各管轄土木事務所申請窓口の申請受付時間中に、提出してください。）

**提出**

イ 提出場所（許可申請書の提出は窓口のみの受付となります。決算変更届等、一部の変更届出書については、郵送による提出を受け付けておりますので、詳しくは事業管理課HPを御確認ください。）

●P. 25「所在地別管轄土木事務所一覧」参照

●申請受付時間は、予約の際にお時間をお伝えしますので、その時間に御来庁ください。

ロ 提出部数

正本1通 P. 27, 28の一覧表に記載した順に綴ったもの

写し2通（正本のコピーで可）土木事務所へ提出分1通、本社控分1通

※確認書類は正本及び本社控分の計2通に添付してください。

**要件審査・受付**

イ 申請内容が許可の基準を満たしているか要件審査を行います。要件審査終了後、記入漏れはないか、内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し、必要事項が備わっていると認められると受理されます。

ロ 申請手数料は、一般建設業、特定建設業別に、それぞれ次の表により納入してください。

申請区分	申請手数料等
○新規、許可換え新規、般・特新規	申請手数料9万円（宮城県収入証紙を正本に貼付）
○業種追加又は更新	申請手数料5万円（宮城県収入証紙を正本に貼付）
○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

(注) 納入された手数料については、許可申請の審査に対するものであるため、不許可の場合でも還付されません。

ハ 申請区分については、下表を参考にしてください。

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合
2	許可換え新規	○他都道府県知事許可から宮城県知事許可へ ○宮城県知事許可から国土交通大臣許可へ ○国土交通大臣許可から宮城県知事許可へ
3	般・特新規	○「一般建設業」のみの許可業者が「特定建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」のみの許可業者が「一般建設業」を申請する場合 (同じ業種について、特定から一般にする場合は廃業届が必要です。)
4	業種追加	○「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合
5	更新	「許可を受けている建設業」を引き続き行う場合
6	般・特新規+業種追加	3と4を同時に申請する場合
7	般・特新規+更新	3と5を同時に申請する場合（注1）

※当日、審査開始時間に来庁していない場合は、予約取消（キャンセル）として取り扱うことがありますので承願します。

なお、各種変更届、建設業許可証明書の申請については、予約は不要です。（月～金曜日（土日祝日、閉庁時除く）の各管轄土木事務所申請窓口の申請受付時間中に、提出してください。）

**提出**

イ 提出場所（許可申請書の提出は窓口のみの受付となります。決算変更届等、一部の変更届出書については、郵送による提出を受け付けておりますので、詳しくは事業管理課HPを御確認ください。）

●P. 24「所在地別管轄土木事務所一覧」参照

●申請受付時間は、予約の際にお時間をお伝えしますので、その時間に御来庁ください。

ロ 提出部数

正本1通 P. 26, 27の一覧表に記載した順に綴ったもの

写し2通（正本のコピーで可）土木事務所へ提出分1通、本社控分1通

※確認書類は正本及び本社控分の計2通に添付してください。

**\_\_\_\_\_・受付**

イ 申請内容が許可の基準を満たしているか\_\_\_\_\_，記入漏れはないか，内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し，必要事項が備わっていると認められると受理されます。

ロ 申請手数料は，一般建設業，特定建設業別に，それぞれ次の表により納入してください。

	申請区分	申請手数料等
宮城県	○新規、許可換え新規、般・特新規	申請手数料9万円（宮城県収入証紙を正本に貼付）
知事許	○業種追加又は更新	申請手数料5万円（宮城県収入証紙を正本に貼付）
可	○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	

(注) 登録免許税を除いて、納入された手数料については、許可申請の審査に対するものであるため、不許可の場合でも還付されません。

ハ 申請区分については、下表を参考にしてください。

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合
2	許可換え新規	○他都道府県知事許可から宮城県知事許可へ ○宮城県知事許可から国土交通大臣許可へ ○国土交通大臣許可から宮城県知事許可へ
3	般・特新規	○「一般建設業」のみの許可業者が「特定建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」のみの許可業者が「一般建設業」を申請する場合 (同じ業種について、特定から一般にする場合は廃業届が必要です。)
4	業種追加	○「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合
5	更新	「許可を受けている建設業」を引き続き行う場合
6	般・特新規+業種追加	3と4を同時に申請する場合
7	般・特新規+更新	3と5を同時に申請する場合（注1）
8	業種追加+更新	4と5を同時に申請する場合（注1）

8	業種追加+更新	4と5を同時に申請する場合(注1)
9	般・特新規+業種追加+更新	3と4と5を同時に更新する場合(注1)

(注1) 7・8・9の申請については、許可の有効期間が十分(2か月程度)残っているうちに窓口に御相談の上、申請してください。

(注2) 個人から法人への組織変更や企業合併等が予想される場合には、あらかじめ窓口にご相談ください。

**許可(認可)**

- イ 申請書受付後、審査を行い、基準を満たすと許可(認可)になります。
- ロ 新規申請の許可については、申請書受付後おおむね35日の期間を要します。

**許可通知書の交付**

- イ 「許可通知書」は申請した窓口で交付します。
- ロ 建設業許可通知書は、再交付しません。紛失等の際には、建設業許可証明書を受けてください。  
(P.123参照)

**許可申請の取下げ**

許可申請をした者が、都合によりその申請の取下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」を提出してください。受付後に申請書類をお返ししますが、申請手数料は還付されません。

**【所在地別管轄土木事務所一覧】**

所管区域	申請書等提出先	所在地	電話番号
白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	大河原土木事務所 総務班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎3階)	0224-53-3135
仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡	仙台土木事務所 総務班	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町 4-1-2	022-297-4113
大崎市, 栗原市, 加美郡, 遠田郡	北部土木事務所 総務班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎5階)	0229-91-0731
石巻市, 東松島市, 登米市, 牡鹿郡	東部土木事務所 総務班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎5階)	0225-95-1151
気仙沼市, 本吉郡	気仙沼土木事務所 総務班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 (気仙沼合同庁舎4階)	0226-22-2622

≪宮城県収入証紙の販売について≫

県内に本店を置く銀行、信用金庫等  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html> (会計課ホームページ) で購入してください。

9	般・特新規+業種追加+更新	3と4と5を同時に更新する場合(注1)
---	---------------	---------------------

(注1) 7・8・9の申請については、許可の有効期間が十分(2か月程度)残っているうちに窓口に御相談の上、申請してください。

(注2) 個人から法人への組織変更や企業合併等が予想される場合には、あらかじめ窓口にご相談ください。

**許可(認可)**

- イ 申請書受付後、審査を行い、基準を満たすと許可(認可)になります。
- ロ 新規申請の許可については、申請書受付後おおむね35日の期間を要します。

**許可通知書の交付**

- イ 「許可通知書」は申請した窓口で交付します。
- ロ 建設業許可通知書は、再交付しません。紛失等の際には、建設業許可証明書を受けてください。  
(P.118参照)

**許可申請の取下げ**

許可申請をした者が、都合によりその申請の取下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」を提出してください。受付後に申請書類をお返ししますが、登録免許税(大臣許可)を除き申請手数料は還付されません。

**【所在地別管轄土木事務所一覧】**

所管区域	申請書等提出先	所在地	電話番号
白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	大河原土木事務所 総務班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎3階)	0224-53-3135
仙台市, 名取市, 富谷市, 岩沼市, 塩竈市, 多賀城市, 亶理郡, 黒川郡, 宮城郡	仙台土木事務所 総務班	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町 4-1-2	022-297-4113
大崎市, 栗原市, 加美郡, 遠田郡	北部土木事務所 総務班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎5階)	0229-91-0731
石巻市, 東松島市, 登米市, 女川町	東部土木事務所 総務班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎5階)	0225-95-1151
気仙沼市, 本吉郡	気仙沼土木事務所 総務班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 (気仙沼合同庁舎4階)	0226-22-2622

**(2) 国土交通大臣許可の申請手続**

宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請をする方は、東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、以下の受付窓口に申請してください。(※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします。)

※本手引きは主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

《管轄行政庁・申請窓口》(郵送可)

国土交通省東北地方整備局 建政部建設産業課建設業係

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎(B棟)14階

電話： 022-225-2171 (代表) (内線6145)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、書類の提出方法が変更になる場合があります。最新の情報を下記HP等で御確認ください。

ホームページアドレス： <http://www.thr.mlit.go.jp/>

**《宮城県収入証紙の販売について》**

県内に本店を置く銀行、信用金庫等

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html> (会計課ホームページ) で購入してください。

**(2) 国土交通大臣許可の申請手続**

宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請をする方は、東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、以下の受付窓口に申請してください。(※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします。)

※本手引きは主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

《管轄行政庁・申請窓口》(郵送可)

国土交通省東北地方整備局 建政部建設産業課建設業係

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎(B棟)14階

電話： 022-225-2171 (代表) (内線6145)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、書類の提出方法が変更になる場合があります。最新の情報を下記HP等で御確認ください。

ホームページアドレス： <http://www.thr.mlit.go.jp/>

6 許可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)  
建設業許可申請書類等一覧

綴順	様式番号	提出書類	頁	新規	追加	更新	摘要
1	表紙	建設業許可申請書	29	○	○	○	知事許可の場合必要
2	第一号	建設業許可申請書	30	○	○	○	
3	別紙一	役員等の一覧表	33	○	○	○	個人の場合も必要
4	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	34	○	○		
5	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	35			○	
6	別紙三	収入証紙等貼付書	-	○	○	○	
7	別紙四	専任技術者一覧表	36	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	39-48	○	○		業種別に作成、実績なしでも添付、追加の場合は追加業種分のみ
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	49-50	○	○		
10	第四号	使用人数	51	○	○		
11	第六号	誓約書	52	○	○	○	
12	第七号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	53	○	○	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	54	○	○	○	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	57	○	○	○	
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	61	○	○	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	62	○	○	○	
17	第七号の三	健康保険等の加入状況	65	○	○	○	
18	第八号	専任技術者証明書(新規・変更)	67	○	○		
19		監理技術者資格者証	-	○	○		
20		卒業証明書	-	○	○		必要な場合のみ
21		資格証明書の写( )	-	○	○		P.70~72の表の技術者の資格区分に該当するもののみ
22	第九号	実務経験証明書	73	○	○		証明者別に作成
23	第十号	指導監督的実務経験証明書	74	○	○		証明者別に作成
24	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	75	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
25	第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調査書	76	○	○	○	監査役は不要 経営業務の管理責任者は作成不要
26		<u>登記されていないことの証明書(注2)</u>		○	○	○	発行後3か月以内のもの 経営業務の管理責任者分も添付必要、株主等は不要
27		<u>身元(身分)証明書(注2)</u>		○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
28	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査書	77	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
29		<u>登記されていないことの証明書(注2)</u>		○	○	○	発行後3か月以内のもの
30		<u>身元(身分)証明書(注2)</u>		○	○	○	発行後3か月以内のもの 外国籍の人は不要
31		定款	-	○		△	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの(議事録を含む)
32	第十四号	株主(出資者)調査書	78	○		△	法人のみ

6 許可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)  
建設業許可申請書類等一覧

綴順	様式番号	提出書類	頁	新規	追加	更新	摘要
1	表紙	建設業許可申請書	29	○	○	○	知事許可の場合必要
2	第一号	建設業許可申請書	30	○	○	○	
3	別紙一	役員等の一覧表	33	○	○	○	個人の場合も必要
4	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	34	○	○		
5	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	35			○	
6	別紙三	収入証紙等貼付書	-	○	○	○	
7	別紙四	専任技術者一覧表	36	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	39-48	○	○		業種別に作成、実績なしでも添付、追加の場合は追加業種分のみ
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	49-50	○	○		
10	第四号	使用人数	51	○	○		
11	第六号	誓約書	52	○	○	○	
12	第七号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	53	○	○	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	54	○	○	○	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	57	○	○	○	
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	61	○	○	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	62	○	○	○	
17	第七号の三	健康保険等の加入状況	65	○	○	○	
18	第八号	専任技術者証明書(新規・変更)	67	○	○		
19		監理技術者資格者証	-	○	○		
20		卒業証明書	-	○	○		必要な場合のみ
21		資格証明書の写(併せて <b>原本を提示</b> )	-	○	○		P.70~72の表の技術者の資格区分に該当するもののみ
22	第九号	実務経験証明書	73	○	○		証明者別に作成
23	第十号	指導監督的実務経験証明書	74	○	○		証明者別に作成
24	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	75	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
25	第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調査書	76	○	○	○	監査役は不要 経営業務の管理責任者は作成不要
26		許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)が成年被後見人等に該当しない旨の証明書(注2)	21	○	○	○	発行後3か月以内のもの
27	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査書	77	○	○	○	個人で支配人を置くものと及び別紙二(1)別紙二(2)の「従たる営業所」を記入したもののみ
28		建設業法施行令第3条に規定する使用人が成年被後見人等に該当しない旨の証明書	21	○	○	○	発行後3か月以内のもの
29		定款	-	○		△	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの(議事録を含む)
30	第十四号	株主(出資者)調査書	78	○		△	法人のみ

33	財務諸表表紙第十五号 第十六号 第十七号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注3）	79-92	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表
34	財務諸表表紙第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	79, 93-96	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
35		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	-	○	△		発行後3か月以内のもの
36	第二十号	営業の沿革	97	○	○		
37	第二十号の二	所属建設業者団体	98	○	△		該当なしの場合も添付
38		納税証明書（原本）	-	○			・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		○			・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
39	第二十号の三	主要取引金融機関名	99	○	△		
40		既に受けている建設業の許可通知書	-	△			許可換え新規の場合必要
41		委任状	-	☆	☆	☆	代理申請の場合発行後3か月以内のもの
確認資料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	-	○	○	○	
		営業所所在地の確認資料	32	○			
		財産的基礎の確認資料（注4）	20	○	○	○	
		適正な経営体制の確認資料	55, 63	○	△		p56,p64(注6)要確認
		実務経験の確認資料	68, 74	○	○		国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	○	○	○	

○印→必要とする書類  
△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類  
☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 19～23について  
該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 26, No. 27, No. 29, No. 30「登記されていないことの証明書」及び「身元（身分）証明書」について  
取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）No. 33の附属明細表〔様式第十七号の三〕について  
資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

※法第十七条の二、三に規定される**譲渡・合併・分割・相續を伴う認可申請書類**については、**本手引き記載例の様式とは異なります**ので、御注意ください。  
様式は、事業管理課HPに掲載しております。これらの申請にあたっては、お早めに管轄の土木事務所へ御相談願います。

31	財務諸表表紙第十五号 第十六号 第十七号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注3）	79-92	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表
32	財務諸表表紙第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	79, 93-96	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
33		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	-	○	△		発行後3か月以内のもの
34	第二十号	営業の沿革	97	○	○		
35	第二十号の二	所属建設業者団体	98	○	△		該当なしの場合も添付
36		納税証明書（原本）	-	○			・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		○			・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
37	第二十号の三	主要取引金融機関名	99	○	△		
38		既に受けている建設業の許可通知書	-	△			許可換え新規の場合必要
39		委任状	-	☆	☆	☆	代理申請の場合発行後3か月以内のもの
確認資料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	-	○	○	○	
		営業所所在地の確認資料	32	○			
		財産的基礎の確認資料（注4）	20	○	○	○	
		適正な経営体制の確認資料	55, 63	○	△		p56,p64(注6)要確認
		実務経験の確認資料	68, 74	○	○		国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	○	○	○	

○印→必要とする書類  
△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類  
☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 19～23について  
該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 26「許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書」について  
取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）No. 31の附属明細表〔様式第十七号の三〕について  
資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

※法第十七条の二、三に規定される**譲渡・合併・分割・相續を伴う認可申請書類**については、**本手引き記載例の様式とは異なります**ので、御注意ください。  
様式は、事業管理課HPに掲載しております。これらの申請にあたっては、お早めに管轄の土木事務所へ御相談願います。

## 新

(注4) 確認資料「財産的基礎の確認資料」について

- ・新規申請の場合、下記①又は②で確認します。
- ・1回目の更新の場合、下記①又は②で確認します。
- ・2回目以降の更新申請の場合、下記①、②又は③で確認します。
- ・業種追加申請の場合、下記①、②又は③で確認します。

- ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認  
→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。
- ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認  
→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」  
※申請受理前1か月以内のものにより確認。
- ③直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。  
→詳細はP20を御覧ください。

## 旧

(注4) 確認資料「財産的基礎の確認資料」について

- ・新規申請の場合、下記①又は②で確認します。
- ・1回目の更新の場合、下記①又は②で確認します。
- ・2回目以降の更新申請の場合、下記①、②又は③で確認します。
- ・業種追加申請の場合、下記①、②又は③で確認します。

- ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認  
→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。
- ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認  
→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」  
※申請受理前1か月以内のものにより確認。
- ③直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。  
→詳細はP20を御覧ください。



(5) 営業所一覧表（更新）〔別紙二（2）〕

（当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。）

更新申請のみを行う場合は別紙二(1)の替わりにこの様式を添付する。  
業種追加又は般・特新規と更新を同時に申請する場合は、別紙二(1)に営業しようとする建設業が変更になった営業所の情報を記載し、別紙二(2)に更新に係る営業所の情報を記載する。

別紙二（2）

（用紙A4）

営業所一覧表（更新）

営業所の名称	所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
		特定	一般
主たる営業所 本店	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 (022) 211-3116	主	内
古川支店	〒989-6162 宮城県大崎市古川駅前大通4-2-1 (0229) 23-6111		内
従たる営業所			

主たる営業所以外で建設業を営む営業所をすべて記載する。

従たる営業所がない場合は「該当なし」と記載する。

当該営業所において営業しようとする建設業を一般と特定に分けて記載する。

主たる営業所以外で建設業を営む営業所をすべて記載する。

従たる営業所がない場合は「該当なし」と記載する。

当該営業所において営業しようとする建設業を一般と特定に分けて記載する。

1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。  
2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

(5) 営業所一覧表（更新）〔別紙二（2）〕

（当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。）

更新申請のみを行う場合は別紙二(1)の替わりにこの様式を添付する。  
業種追加又は般・特新規と更新を同時に申請する場合は、別紙二(1)に営業しようとする建設業が変更になった営業所の情報を記載し、別紙二(2)に更新に係る営業所の情報を記載する。

別紙二（2）

（用紙A4）

営業所一覧表（更新）

営業所の名称	所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
		特定	一般
主たる営業所 本店	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 (022) 211-3116	主	内
古川支店	〒989-6162 宮城県大崎市古川駅前大通4-2-1 (0229) 23-6111		内
従たる営業所			

1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。  
2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

(7) 工事経歴書〔様式第二号〕

○共通事項

許可を申請する【受けている(受けようとする)】「建設工事の種類」ごとに、「完成工事」「未成工事」に分けて記載します。

許可を申請しない【受けていない(受けようしない)】建設工事は、「建設工事の種類」を「その他」として別葉に記載します。

請負金額が少額であっても、複数の契約を「ほか〇件」というように合算して記載することはできません。

一定の期間を通じた基本契約や1件の請負契約で複数の工事を施工する場合は、契約1件に対応する請負金額総額で記載します。このときの「工事名」の欄は、「〇〇〇〇(施工場所、施設名)ほか〇件〇〇〇〇(工事の種類)工事」のように記載します。

1件の請負契約を複数の工種に分割して記載することはできません。附帯工事がある場合など1件の請負契約に複数の工種が含まれている場合は、見積書等を参照し、費用の割合がもっとも大きい工種に対応する「建設工事の種類」に計上してください。

○完成工事の記載方法

	経営事項審査を受けない場合	経営事項審査を受ける場合
消費税処理方式	税込・税抜どちらでも可 (会計上採用している消費税処理方式で記載する。)	税抜
<b>【第1段階】</b>		
記載する工事	元請・下請関係なく請負金額が大きい工事から順に記載する。	請負金額が大きい元請工事から順に記載する。
記載を終了する条件	次のいずれかの条件に当てはまったら記載を終了する。 <input type="checkbox"/> 記載した工事の請負金額の合計が完成工事高の7割を超える <input type="checkbox"/> 記載件数が20件に到達する <input type="checkbox"/> 軽微な工事(※)の記載件数が10件に到達する →税務署で受付が完了している確定申告書一式を提示する	<input type="checkbox"/> 記載した元請工事の請負金額の合計が1,000億円を超える <hr/> 次の条件に該当した場合は <b>【第2段階】</b> に進む。 <input type="checkbox"/> 記載した元請工事の請負金額の合計が元請完成工事高の7割を超える <input type="checkbox"/> 軽微な元請工事(※)の記載件数が10件に到達する

○工事経歴書〔様式第二号〕の記入上の注意点

記入にあたって

(1) 工事経歴書については、許可を受けている(新規、業種追加等許可申請書に添付する場合には、許可を受けようとする)業種ごとに作成する必要があります。また、記載する建設工事は当該業種に適合するものでなければなりません。特に下記の場合、建設工事には該当しませんので御注意願います。  
(建設工事に該当しない例)

- ・産業廃棄物等の収集、運搬業務
- ・建設機械リース(オペレーターが付かない)
- ・樹木の剪定、除草
- ・除雪
- ・道路維持管理業務委託
- ・測量、設計、地質調査
- ・ビルの清掃などの清掃業務
- ・電気設備・消防施設の保守点検業務
- ・自社施工
- ・船舶や航空機など、土地に定着しない動産の築造、設備機器取付

(2) 土木一式工事・建築一式工事は、「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物(建築物)を建設する工事」と定義されており、それは原則として元請が果たすべき役割のことを示しています。そのため、完成工事高を土木一式工事・建築一式工事に計上できるのは、原則として元請で請負った工事に限られます。

(3) 解体工事業の許可を取得していない方は、解体工事の実績をその他工事として計上してください。

I 経営事項審査を受けない方の記載方法

○記入上の注意点

許可を受けている(受けようとする)「建設工事の種類」ごとに「完成工事」「未成工事」に分けて記入します。

許可を受けていない(受けようしない)建設工事は、「その他」として記入します。

○完成工事の書き方

①請負代金

**会社の決算の消費税処理方式(消費税込み、消費税抜き)で記載し、千円未満を切り捨ててください。**

なお、消費税処理方式について、「税込・税抜」のうちどちらか当てはまる方に○を付して下さい。

②記入順序

発注者の「公共」「民間」あるいは請負形態の「元請」「下請」にかかわらず、**請負代金の大きい順に記入してください。**

③合算禁止

請負代金が少額であっても「他〇件」というように数件を合算記入することはできませんが、同じ発注者でその都度の契約ではなく、年間単価契約している場合は、1件にまとめて記入します(単価契約の相手が複数の場合は、契約相手ごとに記載)。

④分割禁止

1件の請負契約(請負代金)を分割して複数の工事として記入することはできません。附帯工事がある場合など、1件の請負契約に複数の工種が含まれている場合は、工事経歴書には見積書の費用の内訳から最も比重の大きい工事の業種に計上してください。

⑤記入件数

記載要領3(2)に係らず、**記入する件数は、年間工事高の7割の額に達するまで記入し、7割まで記入すると工事件数が20件を超える場合は、20件までとします。**

○未成工事の書き方

**会社の決算の消費税処理方式(消費税込み、消費税抜き)で記載し、千円未満を切り捨ててください。**また、**請負代金の大きい順**に主な未成工事を数件記入します。

	経営事項審査を受けない場合	経営事項審査を受ける場合
<b>【第2段階】</b>		
記載する工事	/	元請・下請関係なく請負金額が大きい工事から順に記載する。 次のいずれかの条件に当てはまったら記載を終了する。
記載を終了する条件		<input type="checkbox"/> 記載した元請工事及び下請工事の請負金額の合計が1,000億円を超える <input type="checkbox"/> 記載した元請工事及び下請工事の請負金額の合計が完成工事高の7割を超える <input type="checkbox"/> 軽微な工事(※)以外の元請工事及び下請工事を全て記載した上で、既に記載した元請工事を含む軽微な工事の記載件数が10件に到達する

※ 軽微な工事：建築一式工事においては、請負金額1,500万円未満又は木造住宅で延面積150㎡未満のもの、その他の工事においては、請負金額500万円未満のもの。

○未成工事の記載方法

元請・下請にかかわらず、請負金額の大きい順に記載してください。  
請負金額は、千円未満切り捨てで記載してください。  
記載する件数に制限はありません。主な未成工事を適宜記載してください。  
配置技術者氏名は、記載を要しません。

○記載上の注意点

工事経歴書は、許可を受けている(新規、業種追加等許可申請書に添付する場合は、許可を受けようとする)業種ごとに作成する必要があります。

工事経歴書に記載するのは、建設業の営業(建設工事の完成を請け負う営業)に係るものが対象です。次の場合は建設業の営業に該当しませんので、記載の対象になりません。(損益計算書上も、「兼業事業売上高」に計上します。)

- 産業廃棄物等の収集、運搬業務
- オペレーターが付かない建設機械のリース
- 樹木の剪定、除草、伐根、伐採

○記載の特例

次の①、②の場合は、工事経歴書の記入において簡素化をすることができます。

① 受注工事のほとんど(注1)が軽微な工事(注2)の場合

軽微な工事以外の工事について、請負代金額の大きい順にすべて記入し、その後に軽微な工事を10件記入します。残りの工事経歴の記入は省略できます。ただし、この場合、年間完成工事高を確認するために税務署で受付が完了している確定申告書(一式)の提示が必要でず(写しは不可)。

② 受注工事のすべてが軽微な工事(注2)の場合

軽微な工事を請負金額の大きい順に10件だけ記入し、残りの工事経歴の記入は省略します。この場合にも年間完成工事高を確認するため、税務署で受付が完了している確定申告書(一式)の提示が必要です(写しは不可)。

(注1) 「ほとんど」：おおむね7割以上

(注2) 「軽微な工事」：次のとおり(令第1条の2第1項に規定する建設工事)

建築一式工事	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する工事 (1) 1件の請負代金が1,500万円未満の工事(消費税を含んだ金額) (2) 請負代金にかかわらず木造住宅(注3)で延面積が150㎡未満の工事
建築一式工事以外の工事	1件の請負代金が500万円未満の工事(消費税を含んだ金額)

(注3) 「木造住宅」：主要部分が木造で、延面積の1/2以上の居住の用に供する建物

II 経営事項審査を受ける方の記載方法

○記入上の注意点

許可を受けている(受けようとする)「建設工事の種類」ごとに「完成工事」「未成工事」に分けて記入します。  
許可を受けていない(受けようとしない)建設工事は、「その他」として記入します。

○完成工事の書き方

①請負代金

**消費税抜きで記載し、千円未満を切り捨ててください。**

なお、消費税処理方式について、「税込・税抜」のうち税抜に○を付して下さい。  
ただし、免税事業者については経営事項審査を受ける場合も「税込」で記載して下さい。

②記入順序

1 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載します。

ただし、500万円(建築一式1,500万円)未満の工事については10件まで記載し、請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要です。

2 1に続けて、1以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載します。

ただし、500万円(建築一式1,500万円)未満の工事については、元請7割分に記載した軽微な工事と合わせて10件まで記載し、請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要です。

3 2に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載します。

③合算禁止

請負代金が少額であっても「他○件」というように数件を合算記入することはできませんが、同じ発注者で、その都度の契約ではなく年間単価契約している場合は、1件にまとめて記入します(単価契約の相手が複数の場合は、契約相手ごとに記載)。

④分割禁止

- 除雪
- 道路・河川等の維持管理業務（その一部と認められる修繕・補修を含む）
- 測量，設計，地質調査
- ビルなどの清掃業務
- 電気設備・消防施設の保守点検業務（その一部と認められる修繕・補修を含む）
- 船舶や航空機などの土地に定着しない動産の築造，設備機器取付
- 自社施工
- 工事現場で作業に従事する人員の供出（いわゆる人工出し，常傭契約，応援）

土木一式工事・建築一式工事は、「総合的な企画，指導，調整のもとに土木工作物（建築物）を建設する工事」と定義されています。「総合的な企画，指導，調整」は，元請が果たすべき役割を示すものであることから，土木一式工事・建築一式工事に計上できるのは，原則元請として請け負った工事に限られます。

1 件の請負契約（請負代金）を分割して複数の工事として記入することはできません。附帯工事がある場合など，1 件の請負契約に複数の工種が含まれている場合は，工事経歴書には見積書の費用の内訳から最も比重の大きい工事の業種に計上してください。

○未成工事の書き方

- ①契約金額  
消費税抜きで記載し，千円未満を切り捨ててください。
- ②記載順序  
発注者が公共・民間あるいは元請・下請にかかわらず，請負金額の大きい順に記入してください。
- ③記載件数  
記入する件数に制限はなく，主な未成工事を数件記入してください。
- ④配置技術者氏名  
配置技術者氏名は，記入する必要がありません。

※各記入欄の注意事項（経営事項審査を受ける場合，受けない場合共通です）

記 載 欄	記 載 内 容 ・ 注 意 事 項										
配置技術者 (注)	・配置技術者の氏名と，主任技術者又は監理技術者の別について，該当する箇所にレ印を記載します。										
請負代金 うち書き欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木一式工事のうち，「PC」</li> <li>・とび・土工工事のうち，「法面処理」</li> <li>・鋼構造物工事のうち，「鋼橋上部」</li> </ul> } に該当する請負代金を記入します。 ※PC：プレストレストコンクリート構造物 ※該当する請負代金がない場合や土木一式工事，とび・土工工事，鋼構造物工事以外の業種の場合は，空欄とします。										
欄外の小計 ・合計欄	小 計	①	件	②	千円	③	千円	④	うち 元請工事 千円	⑤	千円
	合 計	⑥	件	⑦	千円	⑧	千円	⑨	うち 元請工事 千円	⑩	千円
①欄 「建設工事の種類」ごとの工事の各ページ合計件数 ②欄 「建設工事の種類」ごとの請負代金の額の各ページ合計金 ③欄 ②のうち，「PC（注）」，「法面処理」，「鋼橋上部」の請負代金の額の各ページ合計金額 ④欄 ②のうち，元請工事の各ページ合計金額 ⑤欄 ③のうち，元請工事の各ページ合計金額 ⑥欄 「建設工事の種類」ごとの年間完成工事の総件数 ⑦欄 「建設工事の種類」ごとの年間完成工事高 ⑧欄 年間完成工事のうち「PC（注）」，「法面処理」，「鋼橋上部」の年間完成工事高 ⑨欄 ⑦のうち，元請工事の合計金額 ⑩欄 ⑧のうち，元請工事の合計金額 ※⑥～⑩は，「建設工事の種類」ごとの最終ページにのみ記載する。											

(注) 配置技術者について

建設業者（建設業の許可を受けている者）は、監理技術者を置かなければならない場合及び法第26条の3に規定される特定専門工事（下請け金額の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事）に該当する場合を除いて、（許可を有していない業種も含め）軽微な建設工事でも主任技術者を配置する必要があります。

監理技術者を置かなければならない場合とは、発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち4,000万円（建築一式工事の場合6,000万円）以上の下請契約をして工事を施工する場合を言います。

**【主任技術者・監理技術者となるための要件】**

主任技術者（法第26条第1項）・・・法第7条第2号イ、ロ、又はハに該当する者

監理技術者（法第26条第2項）・・・法第15条第2号イ、ロ、又はハに該当する者  
(指定建設業についてはイ又はハに該当する者)

波線部についてはP.17を参照

(8) 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第三号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

様式第二号にあわせて税込か税抜に丸を付す。経営事項審査を受ける場合は、税抜となる。

(用紙A4)

各事業年度ごとに内訳を記載する。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜/単位:千円)

Table with columns for business year, category, and construction amount. Includes callouts for '許可申請の申請直前の3年分を決算期別に記入する。' and '財務諸表の完成工事高と一致する。'

記載要領

- 1 この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
4 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
5 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
6 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
7 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

<注意事項>

既に税込額で決算変更届を提出している事業者が経営事項審査を受ける場合は、決算変更届について訂正届出書(p106)を提出する必要があります(免税事業者除く)。尚、経営事項審査については、土木部事業管理課へお問い合わせください。

(8) 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第三号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

様式第二号にあわせて税込か税抜に丸を付す。経営事項審査を受ける場合は、税抜となる。

(用紙A4)

各事業年度ごとに内訳を記載する。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜/単位:千円)

Table with columns for business year, category, and construction amount. Includes callouts for '許可申請の申請直前の3年分を決算期別に記入する。' and '財務諸表の完成工事高と一致する。'

記載要領

- 1 この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
4 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
5 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
6 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
7 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

<注意事項>

既に税込額で決算変更届を提出している事業者が経営事項審査を受ける場合は、決算変更届について訂正届出書(p106)を提出する必要があります(免税事業者除く)。尚、経営事項審査については、土木部事業管理課へお問い合わせください。

(10) 誓約書〔様式第六号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第六号 (第二条関係)

(用紙A4)

誓 約 書

本文は消さない

申請者  
譲受人  
合併存続法人  
分割承継法人

申請者  
譲受人  
合併存続法人  
分割承継法人

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定す

る使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和〇年〇月〇日

申請者 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
株式会社 仙台建設  
代表取締役 仙台太郎

不要のものを消す

地方整備局長  
北海道開発局長

宮城県 知事 殿

記載要領

申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人、申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人、地方整備局長、北海道開発局長、知事 については、不要のものを消すこと。

◎記載前に必ず確認！！

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

【法第8条の欠格要件の主な例】 ※必ず法律で詳細を確認すること

- 禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
- ※執行猶予が付された場合も該当
- 刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
- 暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)

(10) 誓約書〔様式第六号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第六号 (第二条関係)

(用紙A4)

誓 約 書

本文は消さない

申請者  
譲受人  
合併存続法人  
分割承継法人

申請者  
譲受人  
合併存続法人  
分割承継法人

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定す

る使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、回法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和〇年〇月〇日

申請者 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1  
株式会社 仙台建設  
代表取締役 仙台太郎

不要のものを消す

地方整備局長  
北海道開発局長

宮城県 知事 殿

記載要領

申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人、申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人、地方整備局長、北海道開発局長、知事 については、不要のものを消すこと。

◎記載前に必ず確認！！

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

【法第8条の欠格要件の主な例】 ※必ず法律で詳細を確認すること

- 禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
- ※執行猶予が付された場合も該当
- 刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
- 暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号イ該当の場合）

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号イ該当の場合）

新 規 ・ 追 加	<p>1 常勤性を証明するものとして、<u>法人はイ→ロ→ハ→ニの順に</u>次のいずれか（<u>個人事業主はニによる</u>）</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 ← <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被保険者等記号・番号にマスキングをすること。</span></p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写<u>及び第二表の写</u></p> <p><u>※標準報酬月額の確認を行います。</u></p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、E T Cの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <p>イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。</p> <p>ロ 令第3条に規定する使用人においては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写</p> <p>ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</p> <p>ニ 執行役員等（※）で申請する場合の確認資料（①～④の要件を全て満たす必要があります。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者。</p> </div> <p>①執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 組織図（写）</p> <p>②業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 業務分掌規程（写）</p> <p>③取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録のいずれか（写）</p> <p>④執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類 取締役会の議事録、人事発令書のいずれか（写）</p> <p>ホ 経営業務補佐経験で申請する場合の確認資料（①～③の要件を全て満たす必要があります。）</p> <p>①被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 組織図（写）</p> <p>②被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類 業務分掌規程、過去の稟議書のいずれか（写）</p> <p>③補佐経験の期間を確認するための書類 人事発令書（写）</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号イ）の期間を証明するものとして次のいずれか</p> <p>イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額 [様式第三号]（期間分）の写</p> <p>ロ 工事請負契約書、<u>又は、注文書等（期間分）の写（<u>工事請書のみの提出は不可</u>）</u></p> <p>ハ 発注証明書、領収書又は請求書<u>及び入金確認書の写（期間分）</u></p>
	更新

新 規 ・ 追 加	<p>1 常勤性を証明するものとして_____次のいずれか_____</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 ← <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被保険者等記号・番号にマスキングをすること。</span></p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（支配人登記された専従者について証明する場合には、専従者欄の写も必要となります）</p> <p>_____</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、E T Cの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <p>イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。</p> <p>ロ 令第3条に規定する使用人においては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写</p> <p>ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</p> <p>ニ 執行役員等（※）で申請する場合の確認資料（①～④の要件を全て満たす必要があります。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者。</p> </div> <p>①執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 組織図（写）</p> <p>②業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 業務分掌規程（写）</p> <p>③取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録のいずれか（写）</p> <p>④執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類 取締役会の議事録、人事発令書のいずれか（写）</p> <p>ホ 経営業務補佐経験で申請する場合の確認資料（①～③の要件を全て満たす必要があります。）</p> <p>①被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 組織図（写）</p> <p>②被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類 業務分掌規程、過去の稟議書のいずれか（写）</p> <p>③補佐経験の期間を確認するための書類 人事発令書（写）</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号イ）の期間を証明するものとして次のいずれか</p> <p>イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額 [様式第三号]（期間分）の写</p> <p>ロ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写</p> <p>ハ 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）</p>
	更新

（注1）変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。  
(工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。)

変更届出書(決算報告)で証明する場合は、決算日までの工期が属する工事が対象となります。

なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

(注6) 宮城県知事許可業者において、過去に建設業法第7条第1号(規則第7条第1号イ)に規定される常勤役員等(令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者)として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請(届出)に添付する常勤役員等証明書(様式第七号)と、過去に証明された常勤役員等証明書(様式第七号)(令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者証明書(様式第七号))の記載内容が同一である場合、上記の「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号(規則第7条第1号イ)の期間を証明するもの」に関する資料の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等証明書(様式第七号)(令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者証明書(様式第七号))の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※宮城県知事許可業者以外で常勤役員等として証明された者の場合は、資料の提出を省略することができません。

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。  
(工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。)

なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

(注6) 過去5年以内に申請(届出)事業者の建設業法第7条第1号(規則第7条第1号イ)に規定される常勤役員等(令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者)として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請(届出)に添付する常勤役員等証明書(様式第七号)と、過去5年以内に作成し証明された常勤役員等証明書(様式第七号)(令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者証明書(様式第七号))の記載内容が同一である場合、上記の「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号(規則第7条第1号イ)の期間を証明するもの」に関する資料の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等証明書(様式第七号)(令和2年9月30日以前における経營業務の管理責任者証明書(様式第七号))の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※省略の対象となるのは、申請(届出)事業者において、過去5年以内に常勤役員等として証明された方に限られます。

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号ロ該当の場合）	
新 規 ・ 追 加	<p><b>○常勤役員等について</b></p> <p>1 常勤性を証明するものとして<b>法人はイ→ロ→ハ→ニの順に</b>次のいずれか（<b>個人事業主はニによる</b>）</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 ← <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被保険者等記号・番号にマスキングをすること。</span></p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写<b>及び第二表の写</b></p> <p><b>※標準報酬月額の確認を行います。</b></p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <p>※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、E T Cの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <p>イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。</p> <p>ロ 令第3条に規定する使用人においては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写</p> <p>ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</p> <p>※役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を証明する場合は、個別に御相談ください。</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号ロ）の期間を証明するものとして次のいずれか</p> <p>※建設業以外の会社における役員等の経験期間については添付不要。</p> <p>イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写</p> <p>ロ 工事請負契約書、<b>又は、</b>注文書等（期間分）の写（<b>工事請書のみの提出は不可</b>）</p> <p>ハ 発注証明書、領収書又は請求書<b>及び</b>入金確認書の写（期間分）</p> <p><b>○当該常勤役員等を直接に補佐する者について</b> 個別に御相談ください。</p>
	更新

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。  
（工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。）  
**変更届出書（決算報告）で証明する場合は、決算日までの工期が属する工事が対象となります。**  
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。  
(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

適正な経営体制の確認資料（規則第7条1号ロ該当の場合）	
新 規 ・ 追 加	<p><b>○常勤役員等について</b></p> <p>1 常勤性を証明するものとして_____次のいずれか_____</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 ← <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被保険者等記号・番号にマスキングをすること。</span></p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（支配人登記された専従者について確認する場合には、専従者欄の写も必要となります）</p> <p>_____</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <p>※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、E T Cの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <p>イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。</p> <p>ロ 令第3条に規定する使用人においては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写</p> <p>ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</p> <p>※役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を証明する場合は、個別に御相談ください。</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号ロ）の期間を証明するものとして次のいずれか</p> <p>※建設業以外の会社における役員等の経験期間については添付不要。</p> <p>イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写</p> <p>ロ 工事請負契約書、<u>工事請書</u>、注文書等（期間分）の写</p> <p>ハ 発注証明書<u>+</u>領収書又は請求書<u>+</u>入金確認書の写（期間分）</p> <p><b>○当該常勤役員等を直接に補佐する者について</b> 個別に御相談ください。</p>
	更新

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。  
（工期の始期及び終期が属する四半期を含めてカウントします。）

\_\_\_\_\_

なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間のみ経験年数として認めます。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注6) 宮城県知事許可業者において、過去に建設業法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)に規定される常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請又は届出に添付する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)と、過去に作成し証明された常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の記載内容が同一である場合、常勤役員等については、上記「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)の期間を証明するもの」に関する資料、当該常勤役員等を直接に補佐する者については「被認定者における経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務に関するものであることを確認するための書類」及び「経験の期間を確認するための書類」の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※過去に規則第7条第1号ロに規定する常勤役員等として認められた者を、規則第7条第1号イに規定する常勤役員等として申請する場合には、改めて確認資料を提出する必要があります。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

---

※宮城県知事許可業者以外で常勤役員等として証明された者の場合は、資料の提出を省略することができません。

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

(注6) 過去5年以内に申請(届出)事業者の建設業法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)に規定される常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請又は届出に添付する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)と、過去に作成し証明された常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の記載内容が同一である場合、常勤役員等については、上記「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号(規則第7条第1号ロ)の期間を証明するもの」に関する資料、当該常勤役員等を直接に補佐する者については「被認定者における経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務に関するものであることを確認するための書類」及び「経験の期間を確認するための書類」の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二)の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※過去に規則第7条第1号ロに規定する常勤役員等として認められた者を、規則第7条第1号イに規定する常勤役員等として申請する場合には、改めて確認資料を提出する必要があります。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。  
※省略の対象となるのは、申請(届出)事業者において、過去5年以内に常勤役員等として証明された方に限られます。

---

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

(16) 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕

様式第七号の三

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出をします。

令和元年6月1日

地方整備局長  
宮城県知事 殿

申請者 株式会社 仙台建設  
届出者 代表取締役 仙台 太郎

宮城県仙台市青葉区本町3-8-3

許可年月日  
許可(一般特)第 号 令和 年 月 日

許可番号 同上宮通七第 号 宮城県 知事

(営業所毎の保険加入状況) 上記の提出区分が(2)の場合のみ記載する。

営業所の名称	従業員数	保険加入の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本社 (5人)	20人	1	1	1	健康保険 〇〇 〇〇〇	厚生年金保険 〇〇〇 〇〇〇
古川支店 (0人)	10人	3	3	3	健康保険 〇〇 〇〇〇	厚生年金保険 本店一括
合計	30人 (5人)				雇用保険 本店一括	雇用保険 本店一括

記載事項  
健康保険:事業所整理記号及び事業番号  
厚生年金保険:事業所整理記号及び事業所番号  
雇用保険:雇用保険にかかる労働保険番号

1:加入  
2:適用除外  
3:一括適用・一括認可  
※詳細は記載要領7, 8, 9を確認

※注意!  
「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員(常勤・非常勤を問わず、監査役を除く。以下同じ。)、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。1週間の所定労働時間が20時間未満であるパート・アルバイト等の加入義務がない者を除く。)を記載すること。また、( )内には、法人の場合は役員の人数を、個人事業主の場合は事業主及び同居の親族である従業員の人数を内数として記載すること。

保険加入状況の確認資料

雇用保険	直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び領収書(写)
健康保険・厚生年金保険	次のうちのいずれか ・直近の健康保険及び厚生年金保険の納入にかかる領収書(又は納入証明書)(写) ・直近の被保険者標準報酬決定通知書(写)※被保険者等記号・番号にマスキングをすること。 ・直近の被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(写)※被保険者等記号・番号にマスキングをすること。

※加入手続きがお済みで通知が届いていない場合は、受け付けされた申請書の控え(写)を提出して下さい。  
※協会けんぽ(全国健康保険協会)又は健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合は「1 加入」を記入して下さい。  
※健康保険被保険者適用除外承認申請による承認を行って国保組合(国民健康保険組合※建設国保等)に加入している場合は「2 適用除外」を記載し、適用除外承認証(写)及び国民健康保険(組合)被保険者証を提出して下さい。

※適用除外の例  
【雇用保険】  
従業員が一人もいない事業所(例:役員のみの方事業所、事業主と専従者のみの個人事業所)  
【健康保険・厚生年金保険】  
従業員が4人以下の個人事業所(法人事業所は従業員の数にかかわらず適用事業所となります)  
なお、保険に関するお問い合わせは、雇用保険についてはハローワークへ、健康保険・厚生年金保険については年金事務所へお願いいたします。

(16) 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕

様式第七号の三

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出をします。

令和元年6月1日

地方整備局長  
宮城県知事 殿

申請者 株式会社 仙台建設  
届出者 代表取締役 仙台 太郎

宮城県仙台市青葉区本町3-8-3

許可年月日  
許可(一般特)第 号 令和 年 月 日

許可番号 同上宮通七第 号 宮城県 知事

(営業所毎の保険加入状況) 上記の提出区分が(2)の場合のみ記載する。

営業所の名称	従業員数	保険加入の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本社 (5人)	20人	1	1	1	健康保険 〇〇 〇〇〇	厚生年金保険 〇〇〇 〇〇〇
古川支店 (0人)	10人	3	3	3	健康保険 〇〇 〇〇〇	厚生年金保険 本店一括
合計	30人 (5人)				雇用保険 本店一括	雇用保険 本店一括

記載事項  
健康保険:事業所整理記号及び事業番号  
厚生年金保険:事業所整理記号及び事業所番号  
雇用保険:雇用保険にかかる労働保険番号

1:加入  
2:適用除外  
3:一括適用・一括認可  
※詳細は記載要領7, 8, 9を確認

※注意!  
「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員(常勤・非常勤を問わず、監査役を除く。以下同じ。)、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。1週間の所定労働時間が20時間未満であるパート・アルバイト等の加入義務がない者を除く。)を記載すること。また、( )内には、法人の場合は役員の人数を、個人事業主の場合は事業主及び同居の親族である従業員の人数を内数として記載すること。

保険加入状況の確認資料

雇用保険	直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び領収書(写)
健康保険・厚生年金保険	次のうちのいずれか ・直近の健康保険及び厚生年金保険の納入にかかる領収書(又は納入証明書)(写) ・直近の被保険者標準報酬決定通知書(写)※被保険者等記号・番号にマスキングをすること。 ・直近の被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(写)※被保険者等記号・番号にマスキングをすること。

※加入手続きがお済みで通知が届いていない場合は、受け付けされた申請書の控え(写)を提出して下さい。  
※協会けんぽ(全国健康保険協会)又は健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合は「1 加入」を記入して下さい。  
※健康保険被保険者適用除外承認申請による承認を行って国保組合(国民健康保険組合※建設国保等)に加入している場合は「2 適用除外」を記載し、適用除外承認証(写)を提出して下さい。

※適用除外の例  
【雇用保険】  
従業員が一人もいない事業所(例:役員のみの方事業所、事業主と専従者のみの個人事業所)  
【健康保険・厚生年金保険】  
従業員が4人以下の個人事業所(法人事業所は従業員の数にかかわらず適用事業所となります)  
なお、保険に関するお問い合わせは、雇用保険についてはハローワークへ、健康保険・厚生年金保険については年金事務所へお願いいたします。

記載要領

- この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
  - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
  - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
  - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
  - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
  - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
- この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
- ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
- ②新たに営業所を追加した場合
- この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「般 特」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者 届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。( )内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○〇支店等)一括」と記載すること。

【社会保険等加入義務一覧】○:加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 年金保険	雇用保険	適用除外となる保険
法人	1人～	○	○	—
	役員のみ等	○	—	雇用
個人事業所	5人～	○	○	—
	1人～4人	—	○	健康、年金
	1人親方等	—	—	雇用、健康、年金

記載要領

- この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
  - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
  - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
  - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
  - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
  - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
  - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
- この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
- ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
- ②新たに営業所を追加した場合
- この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「般 特」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者 届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。( )内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○〇支店等)一括」と記載すること。

【社会保険等加入義務一覧】○:加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 年金保険	雇用保険	適用除外となる保険
法人	1人～	○	○	—
	役員のみ等	○	—	雇用
個人事業所	5人～	○	○	—
	1人～4人	—	○	健康、年金
	1人親方等	—	—	雇用、健康、年金

専任技術者の確認資料

新 規 ・ 追 加	<p>1 現在の常勤性を証明するものとして <u>法人はイ→ロ→ハ→ニの順に</u>次のいずれか <u>(個人事業主はニによる)</u></p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 <u>又は70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ</u></p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写 <u>及び第二表の写</u></p> <p><u>※標準報酬月額の確認を行います。</u></p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <p>※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、(公共交通機関利用の場合は)通勤定期券、(車通勤の場合は)通勤経路図(所要時間を明記して作成)及び高速料金領収証、E T Cの利用明細書等の資料(写)を追加で提出していただきます。</p> <p>※ 技術者の要件が<b>実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、P.71～73のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合は</b>、上記1に加えて下記の①、②</p> <p>① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 証明者が建設業許可を有している(いた)場合 変更届出書(決算報告)の表紙及び工事経歴書(期間分)の写</li> <li>○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、<u>又は、注文書等の写(期間分)</u> <u>(工事請書のみの提出は不可)</u> 発注証明書、<u>領収書又は請求書及び入金確認書の写(期間分)</u></li> <li>○ その他(上記で証明ができない場合には個別に御相談ください。)</li> </ul> <p>② 実務経験証明期間の常勤(又は営業)を確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康保険被保険者証の写(事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。)</li> <li>○ 実務経験を証明しようとする勤務先での厚生年金等加入期間を証明するもの(被保険者記録照会回答票等)</li> <li>○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写(期間分)</li> <li>○ 住民税特別徴収税額通知の写(期間分)</li> <li>○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写(期間分) →個人においては所得税確定申告書の表紙の写(期間分)</li> <li>○ その他(出向の場合は個別に御相談ください。)</li> </ul> <p>※ 指導監督的実務経験の場合は、P.75の確認資料参照</p>
	更新

(注1) 区分(項番61)が2、4または5の場合は、確認資料不要  
ただし、区分(項番61)が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※-①、②が必要

(注2) 確認資料として確定申告書写を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信完了通知を添付してください。

(注3) 実務経験年数は12ヶ月×必要年数分(10年であれば120ヶ月分)の実績を確認します。(工期の始期及び終期が属する月を含めてカウントします。)  
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間又は、登録を受けた営業所に従事した期間のみ経験年数として認めます。

専任技術者の確認資料

新 規 ・ 追 加	<p>1 現在の常勤性を証明するものとして _____ 次のいずれか _____</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写</p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>ニ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写(支配人登記された専従者について証明する場合には、専従者欄の写も必要となります)</p> <p>_____</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <p>※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合は、(公共交通機関利用の場合は)通勤定期券、(車通勤の場合は)通勤経路図(所要時間を明記して作成)及び高速料金領収証、E T Cの利用明細書等の資料(写)を追加で提出していただきます。</p> <p>※ 技術者の要件が<b>実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、P.70～72のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合は</b>、上記1に加えて下記の①、②</p> <p>① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 証明者が建設業許可を有している(いた)場合 変更届出書(決算報告)の表紙及び工事経歴書(期間分)の写</li> <li>○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、<u>工事請書</u>、<u>注文書等の写(期間分)</u> 発注証明書 <u>±</u>領収書又は請求書 <u>±</u>入金確認書の写(期間分)</li> <li>○ その他(上記で証明ができない場合には個別に御相談ください。)</li> </ul> <p>② 実務経験証明期間の常勤(又は営業)を確認できるものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康保険被保険者証の写(事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。)</li> <li>○ 実務経験を証明しようとする勤務先での厚生年金等加入期間を証明するもの(被保険者記録照会回答票等)</li> <li>○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写(期間分)</li> <li>○ 住民税特別徴収税額通知の写(期間分)</li> <li>○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写(期間分) →個人においては所得税確定申告書の表紙の写(期間分)</li> <li>○ その他(出向の場合は個別に御相談ください。)</li> </ul> <p>※ 指導監督的実務経験の場合は、P.74の確認資料参照</p>
	更新

(注1) 区分(項番61)が2、4または5の場合は、確認資料不要  
ただし、区分(項番61)が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※-①、②が必要

(注2) 確認資料として確定申告書写を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信完了通知を添付してください。

(注3) 実務経験年数は12ヶ月×必要年数分(10年であれば120ヶ月分)の実績を確認します。(工期の始期及び終期が属する月を含めてカウントします。)  
なお、電気工事業の営業に当たっては、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第3条の規定により登録を受けなければならないため、登録を受けて営業した期間又は、登録を受けた営業所に従事した期間のみ経験年数として認めます。

(注4) 実務経験年数は、証明者が建設業許可を有している(いた)場合については、決算日までの期間の実績が対象となります。

(注5) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注6) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

(注7) 宮城県知事許可において、過去に建設業法第7条第2号イ又はロに規定される営業所専任技術者として証明された者を再度証明する場合の特例

今回の申請又は届出に添付する実務経験証明書(様式第九号)と、過去に作成し証明された営業所専任技術者に関する実務経験証明書の記載内容が同一である場合、営業所専任技術者については、上記「① 実務経験の内容が確認できるもの」及び「② 実務経験証明期間の常勤(又は営業)を確認できるもの」に関する資料の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した実務経験証明書(様式第九号)の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書(様式第一号)又は変更届出書(様式第二十二号の二)の副本の写し(土木事務所の受付印が確認できないものは不可。)を確認資料として添付してください。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※宮城県知事許可業者以外で営業所専任技術者として証明された者の場合は、資料の提出を省略することができません。

技術者の資格(指定学科)表

法第7条第2号イ該当者

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業 ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(注) 上記学科以外の名称の場合は、事前に卒業証明書及び単位取得証明書等の、履修科目及び取得単位数が確認できる書類(原本)を持参の上、御相談ください。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

一般建設業	建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)	特定建設業				
			建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)			
法第7条第2号	イ(指定学科卒業と実務経験)	1	01	法第15条第2号イ(国家資格者)		9	●
				ロ(実務経験10年以上)	4	02	法第7条第2号ハ(国家資格者及び大臣特認)
	同ロ号と同等以上	6	04				
	ハ(国家資格者及び大臣特認)	7	※	法第15条第2号ハ(大臣特認)	同イ号と同等以上	3	03
				同ロ号と同等以上	6	04	

(注) 「※」はP.70~72の資格表のうち「○」、「□」、及び「●」、「■」のもの。

(注) 「●」はP.70~72の資格表のうち「●」、「■」のもの。また、「○」はP.70~72の資格表のうち「○」、「□」のもの。

技術者の資格(指定学科)表

法第7条第2号イ該当者

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業 ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科

専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

一般建設業		建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)	特定建設業		建設業の種類 (項番 64)	有資格区分 (項番 65)	
法 第 7 条 第 2 号	イ (指定学科卒業と 実務経験)	1	0 1	法第 15 条第 2 号イ (国家資格者)		9	●	
	ロ (実務経験 10 年以上)	4	0 2	法第 15 条第 2 号ロ (指導 監督的実 務経験)	法第 7 条 第 2 号	イ (指定学科卒業と実務経験)	2	0 1
	ハ (国家資格者及び 大臣特認)	7	※			ロ (実務経験 10 年以上)	5	0 2
				法第 15 条第 2 号ハ (大臣特認)		同号イと同等以上	3	0 3
						同号ロと同等以上	6	0 4

(注)「※」はP.71~73の資格表のうち「○」、「□」、及び「●」、「■」のもの。

(注)「●」はP.71~73の資格表のうち「●」、「■」のもの。また、「○」はP.70~72の資格表のうち「○」、「□」のもの。

左官工事業、とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(注) 上記学科以外の名称の場合は、事前に卒業証明書及び単位取得証明書等の、履修科目及び取得単位数が確認できる書類（原本）を持参の上、御相談ください。

技術職員資格区分コード表

Table with columns for qualification categories (e.g., 建設業, 建築士法, 技術士法) and specific job codes (e.g., 11, 12, 13). It includes a grid for skill requirements across various construction tasks like 土, 建, 大, 左, etc.

技術職員資格区分コード表

Table with columns for qualification categories (e.g., 建設業, 建築士法, 技術士法) and specific job codes (e.g., 11, 12, 13). It includes a grid for skill requirements across various construction tasks like 土, 建, 大, 左, etc.



Table with columns for qualification type (資格区分), category (種), and specific skills (目). It lists various construction-related skills and their corresponding qualification levels.

●・・・特定(法第15条第2号イ)の資格を有するもの ○・・・一般(法第7条第2号ハ)の資格を有するもの (注)特定の資格を有するものは一般の資格も有する。
■・・・平成28年度以降に合格した者、又は平成27年度以前に合格して解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講をした者。

- 【注1】 配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「改正政令」といいます。)...による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
【注2】 鉄筋施工:改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。

主な国家資格等についての問合せ先

Table listing contact information for various national qualifications, including construction machinery, civil engineering, and construction management.

Table with columns for qualification type (資格区分), category (種), and specific skills (目). It lists various construction-related skills and their corresponding qualification levels.

●・・・特定(法第15条第2号イ)の資格を有するもの ○・・・一般(法第7条第2号ハ)の資格を有するもの (注)特定の資格を有するものは一般の資格も有する。
■・・・平成28年度以降に合格した者、又は平成27年度以前に合格して解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講をした者。

- 【注1】 配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「改正政令」といいます。)...による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
【注2】 鉄筋施工:改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。

主な国家資格等についての問合せ先

Table listing contact information for various national qualifications, including construction machinery, civil engineering, and construction management.

(21) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

法人の場合には、P.34「役員等の一覧表」(別紙一)に記載した役員全員について作成する。ただし、様式第七号別紙又は様式第七号の二別紙を提出した者については、記載不要。

申請者が法人の場合

個人の場合

申請時における職名を記載する。(例) 代表取締役 取締役 個人は事業主

様式第十二号 (第四条関係) (用紙A.4)

許可申請者 **法人の役員等  
条 人  
法 定 代 理 人  
法 定 代 理 人 の 役 員 等** の住所、生年月日等に関する調書

常勤・非常勤の別を記載する。

現住所	宮城県多賀城市錦ヶ谷1-4-1		
氏名	仙台五郎	生年月日	5 3 5 年 5 月 2 2 日生
役名等	取締役(常勤)		
年 月 日	賞 罰 の 内 容		
賞	なし		
罰			
上記の通り相違ありません。			
令和 〇 年 〇 月 〇 日			
氏 名 仙 台 五 郎			

- 記載要領
- 「法人の役員等」(本法定代理人)については、不要のものを消すこと。
  - 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
  - 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
  - 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載を要しない。
  - 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
  - 様式第七号別紙又は様式第七号の二別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている場合は、建設業法施行令第3条使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第十三号)は省略し、建設業法施行令第3条使用人に関する内容も、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)に記載する。

**◎記載前に必ず確認！！**

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。

許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

【法第8条の欠格要件の主な例】 ※必ず法律で詳細を確認すること

- 禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
- ※執行猶予が付された場合も該当
- 刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から6年を経過しない者)
- 暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)

(21) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

法人の場合には、P.33「役員等の一覧表」(別紙一)に記載した役員全員について作成する。ただし、様式第七号別紙又は様式第七号の二別紙を提出した者については、記載不要。

申請者が法人の場合

個人の場合

申請時における職名を記載する。(例) 代表取締役 取締役 個人は事業主

様式第十二号 (第四条関係) (用紙A.4)

許可申請者 **法人の役員等  
条 人  
法 定 代 理 人  
法 定 代 理 人 の 役 員 等** の住所、生年月日等に関する調書

常勤・非常勤の別を記載する。

現住所	宮城県多賀城市錦ヶ谷1-4-1		
氏名	仙台五郎	生年月日	5 3 5 年 5 月 2 2 日生
役名等	取締役(常勤)		
年 月 日	賞 罰 の 内 容		
賞	なし		
罰			
上記の通り相違ありません。			
令和 〇 年 〇 月 〇 日			
氏 名 仙 台 五 郎			

- 記載要領
- 「法人の役員等」(本法定代理人)については、不要のものを消すこと。
  - 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
  - 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
  - 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載を要しない。
  - 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
  - 様式第七号別紙又は様式第七号の二別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている場合は、建設業法施行令第3条使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第十三号)は省略し、建設業法施行令第3条使用人に関する内容も、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)に記載する。

**◎記載前に必ず確認！！**

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。

許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

【法第8条の欠格要件の主な例】 ※必ず法律で詳細を確認すること

- 禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)
- ※執行猶予が付された場合も該当
- 刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から6年を経過しない者)

[参考 登記されていないことの証明書]

登記されていないことの証明書

①氏名										
②生年月日	明治	大正	昭和	平成	異議	年		月		日
③住所	都道府県名					市区町村名				
	丁目 大字 地番									
④本籍	都道府県名					市区町村名				
	丁目 大字 地番 (外国人は国籍を記入)									
<input type="checkbox"/> 国籍										

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和 年 月 日  
東京法務局 登記官



[証明書番号]

【参考 身元（身分）証明書】

身元（身分）証明書

本 籍

氏 名

生年月日

- 1 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
- 1 後見の登記の通知を受けていない。
- 1 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

上記のとおり証明する。

年 月 日

市区町村長 氏 名

(22) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

P.76「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」〔様式第十一号〕に記載した者全員について作成する。  
ただし、役員等を兼ねている者については、許可申請者の調書をもって、これに替えることができる。

P.77「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)」の記入例を参照のこと。

様式第十三号 (第四号関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	宮城県東港市藤森本5-1		
氏 名	馬場 仁	生 年 月 日	S 37 年 9 月 17 日生
営 業 所 名	古川支店	所属する営業所の名称を記入する。	
職 名	古川支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記の通り相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 氏 名 馬 場 仁			

記載要領 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

◎記載前に必ず確認！！

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。

許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

【法第8条の欠格要件の主な例】 ※必ず法律で詳細を確認すること

○禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)

※執行猶予が付された場合も該当

○刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)

○暴力団員(又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)

(22) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

P.75「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」〔様式第十一号〕に記載した者全員について作成する。  
ただし、役員等を兼ねている者については、許可申請者の調書をもって、これに替えることができる。

P.76「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)」の記入例を参照のこと。

様式第十三号 (第四号関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	宮城県東港市藤森本5-1		
氏 名	馬場 仁	生 年 月 日	S 37 年 9 月 17 日生
営 業 所 名	古川支店	所属する営業所の名称を記入する。	
職 名	古川支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記の通り相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 氏 名 馬 場 仁			

記載要領 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

◎記載前に必ず確認！！

取締役、顧問、相談役、株主、支配人、支店長、個人事業主等が、法第8条の欠格要件に該当していないか、必ず確認すること。  
許可後に欠格要件に該当していることが判明した場合は、不正の手段により許可を受けた場合に該当し、建設業許可が取り消され、その後5年間許可を受けることができなくなる可能性があります。

【法第8条の欠格要件の主な例】 ※必ず法律で詳細を確認すること

○禁錮以上の刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)

※執行猶予が付された場合も該当

○刑法等の罪を犯したことにより罰金刑に処せられた者(又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者)

(24) 財務諸表〔様式第十五号～様式第十九号〕

(当該用紙添付の記載要領を必ずご覧ください。)

(24) 財務諸表〔様式第十五号～様式第十九号〕

(当該用紙添付の記載要領を必ずご覧ください。)

<p>財務諸表 (法人用)</p> <p>←記載例 (P.83-98)</p> <p>様式第十五号 貸借対照表 様式第十六号 損益計算書 完成工事原価報告書 様式第十七号 株主資本等変動計算書 様式第十七号の二 注記表</p> <p>事業年度 〔自 令和 2 月 10 月 1 日〕 〔至 令和 3 年 9 月 30 日〕</p> <p>会社名 (株)仙 台 建 設 税込・税抜</p>	<p>財務諸表 (個人用)</p> <p>←記載例 (P.99-102)</p> <p>様式第十八号 貸借対照表 様式第十九号 損益計算書</p> <p>令和元年 12 月 31 日</p> <p>建設業法で定める様式で作成する。 なお、記入の際は、千円未満は切り捨て _____ _____ で記入すること。</p> <p>商号又は名称 鈴木工務店 税込・税抜</p>
---	---

<p>財務諸表 (法人用)</p> <p>←記載例 (P.79-92)</p> <p>様式第十五号 貸借対照表 様式第十六号 損益計算書 完成工事原価報告書 様式第十七号 株主資本等変動計算書 様式第十七号の二 注記表</p> <p>事業年度 〔自 令和 2 月 10 月 1 日〕 〔至 令和 3 年 9 月 30 日〕</p> <p>会社名 (株)仙 台 建 設 税込・税抜</p>	<p>財務諸表 (個人用)</p> <p>←記載例 (P.93-96)</p> <p>様式第十八号 貸借対照表 様式第十九号 損益計算書</p> <p>令和元年 12 月 31 日</p> <p>建設業法で定める様式で作成する。 なお、記入の際は、千円未満は切り捨て、切り上げ、 四捨五入いずれかの方法で記入すること。</p> <p>商号又は名称 鈴木工務店 税込・税抜</p>
---	---

様式第二号にあわせて税込か税抜を選択し、当てはまる方に丸を付す。  
経営事項審査を受ける場合は、税抜となる(免税事業者を除く)。

様式第二号にあわせて税込か税抜を選択し、当てはまる方に丸を付す。  
経営事項審査を受ける場合は、税抜となる(免税事業者を除く)。

<開始貸借対照表> (新規設立で、決算期末到来の場合)

<開始貸借対照表> (新規設立で、決算期末到来の場合)

開 始 貸 借 対 照 表			
		株式会社あおば建設	
令和 2 年 4 月 1 日 現在			
資 産 の 部		純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	千円 10,000	資 本 金	千円 10,000
合 計	千円 10,000	合 計	千円 10,000

開 始 貸 借 対 照 表			
		株式会社あおば建設	
令和 2 年 4 月 1 日 現在			
資 産 の 部		純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	千円 10,000	資 本 金	千円 10,000
合 計	千円 10,000	合 計	千円 10,000

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

## 貸借対照表

令和2年3月31日現在

（会社名）（株）仙台建設

## 資産の部

I 流動資産		千円
現金預金	205,486	
受取手形	132,255	
完成工事未収入金	81,287	
有価証券		
未成工事支出金	385,933	
材料貯蔵品	53,431	
短期貸付金		
前払費用		
その他	21,301	
貸倒引当金	△ 2,196	
流動資産合計	877,500	
II 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	96,345	
減価償却累計額	△ 29,434	66,911
機械・運搬具	105,099	
減価償却累計額	△ 60,917	44,182
工具器具・備品	15,699	
減価償却累計額	△ 10,191	5,508
土地		49,378
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計		165,981
(2) 無形固定資産		
特許権		
借地権		
のれん		
リース資産		
その他		678
無形固定資産合計		678
(3) 投資その他の資産		

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

## 貸借対照表

令和2年3月31日現在

（会社名）（株）仙台建設

## 資産の部

I 流動資産		千円
現金預金	205,486	
受取手形	132,255	
完成工事未収入金	81,287	
有価証券		
未成工事支出金	385,933	
材料貯蔵品	53,431	
短期貸付金		
前払費用		
その他	21,301	
貸倒引当金	△ 2,196	
流動資産合計	877,500	
II 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	96,345	
減価償却累計額	△ 29,434	66,911
機械・運搬具	105,099	
減価償却累計額	△ 60,917	44,182
工具器具・備品	15,699	
減価償却累計額	△ 10,191	5,508
土地		49,378
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計		165,981
(2) 無形固定資産		
特許権		
借地権		
のれん		
リース資産		
その他		678
無形固定資産合計		678

新

旧

投資有価証券	3,102
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	2,700
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	19,495
貸倒引当金	△
投資その他の資産合計	25,297
固定資産合計	191,957
III 繰延資産	
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	
資産合計	1,069,457

負債純資産合計と一致する

負債の部

I 流動負債	
支払手形	331,825
工事未払金	119,531
短期借入金	3,000
リース債務	
未払金	
未払費用	10,900
未払法人税等	13,500
未成工事受入金	
預り金	369,500
前受収益	2,319
.....引当金	
その他	706
流動負債合計	851,281

自社で定めている引当金の名称を.....に記載する

(3) 投資その他の資産	
投資有価証券	3,102
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	2,700
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	19,495
貸倒引当金	△
投資その他の資産合計	25,297
固定資産合計	191,957
III 繰延資産	
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	
資産合計	1,069,457

負債純資産合計と一致する

負債の部

I 流動負債	
支払手形	331,825
工事未払金	119,531
短期借入金	3,000
リース債務	
未払金	
未払費用	10,900
未払法人税等	13,500
未成工事受入金	
預り金	369,500
前受収益	2,319
.....引当金	
その他	706
流動負債合計	851,281

自社で定めている引当金の名称を.....に記載する

新

II 固定負債		
社債	.....	
長期借入金	146,783	
リース債務	.....	
繰延税金負債	.....	
〇×引当金	2,409	
負ののれん	.....	
その他	.....	
固定負債合計	149,193	
負債合計	<u>1,000,474</u>	

自社で定めている引当金の名称を.....に記載する

純資産の部

I 株主資本		
(1) 資本金	20,000	
(2) 新株式申込証拠金	.....	
(3) 資本剰余金		
資本準備金	.....	
その他資本剰余金	500	
資本剰余金合計	500	
(4) 利益剰余金		
利益準備金	.....	
その他利益剰余金		
準備金	.....	
〇〇積立金	15,500	
繰越利益剰余金	32,982	
利益剰余金合計	48,482	
(5) 自己株式	△.....	
(6) 自己株式申込証拠金	.....	
株主資本合計	68,982	
II 評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金	.....	
(2) 繰延ヘッジ損益	.....	
(3) 土地再評価差額金	.....	
評価・換算差額等合計	.....	
III 新株予約権		
純資産合計	68,982	
負債純資産合計	<u>1,069,457</u>	

自社で定めている準備金・積立金の名称を.....に記載する

資産合計と一致する

旧

II 固定負債		
社債	.....	
長期借入金	146,783	
リース債務	.....	
繰延税金負債	.....	
〇×引当金	2,409	
負ののれん	.....	
その他	.....	
固定負債合計	149,193	
負債合計	<u>1,000,474</u>	

自社で定めている引当金の名称を.....に記載する

純資産の部

I 株主資本		
(1) 資本金	20,000	
(2) 新株式申込証拠金	.....	
(3) 資本剰余金		
資本準備金	.....	
その他資本剰余金	500	
資本剰余金合計	500	
(4) 利益剰余金		
利益準備金	.....	
その他利益剰余金		
準備金	.....	
〇〇積立金	15,500	
繰越利益剰余金	32,982	
利益剰余金合計	48,482	
(5) 自己株式	△.....	
(6) 自己株式申込証拠金	.....	
株主資本合計	68,982	
II 評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金	.....	
(2) 繰延ヘッジ損益	.....	
(3) 土地再評価差額金	.....	
評価・換算差額等合計	.....	
III 新株予約権		
純資産合計	68,982	
負債純資産合計	<u>1,069,457</u>	

自社で定めている準備金・積立金の名称を.....に記載する

資産合計と一致する

## 記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を  
しん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万  
円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記  
載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に  
属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産につい  
てその内容を示す適当な科目をもって記載すること。  
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の  
科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分  
の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関  
係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産  
に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資  
産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目  
をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」  
は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、  
無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」  
の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計  
上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延  
税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰  
延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控  
除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース  
資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する科目（「のれん」及び「リ  
ース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、  
「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持株会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資  
金」を投資その他の投資の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は  
「負ののれん」として記載する。

新

旧

19 持株会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員異本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」とし記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。

20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。

21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）  
（用紙A4）

損益計算書

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月31日

（会社名）（株）仙台建設

I 売上高			
千円			
完成工事高	1,436,523		
兼業事業売上高		1,436,523	
II 売上原価			
完成工事原価	1,250,190		
兼業事業売上原価		1,250,190	
売上総利益（売上総損失）			186,333
完成工事総利益（完成工事総損失）			186,333
兼業事業総利益（兼業事業総損失）			186,333
III 販売費及び一般管理費			
役員報酬	25,080		
従業員給料手当	52,716		
退職金	501		
法定福利費	3,253		
福利厚生費	4,060		
修繕維持費	575		
事務用品費	2,571		
通信交通費	7,321		
動力用水光熱費	688		
調査研究費			
広告宣伝費	2,745		
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
交際費	8,978		
寄付金			
地代家賃	7,064		
減価償却費	7,091		
開発費償却			
租税公課	2,392		
保険料	1,264		
雑費	6,857		
営業利益（営業損失）		133,160	53,172

IV 営業外収益

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

損益計算書

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月31日

（会社名）（株）仙台建設

I 売上高			千円
完成工事高	1,436,523		
兼業事業売上高		1,436,523	
II 売上原価			
完成工事原価	1,250,190		
兼業事業売上原価		1,250,190	
売上総利益（売上総損失）			186,333
完成工事総利益（完成工事総損失）			186,333
兼業事業総利益（兼業事業総損失）			186,333
III 販売費及び一般管理費			
役員報酬	25,080		
従業員給料手当	52,716		
退職金	501		
法定福利費	3,253		
福利厚生費	4,060		
修繕維持費	575		
事務用品費	2,571		
通信交通費	7,321		
動力用水光熱費	688		
調査研究費			
広告宣伝費	2,745		
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
交際費	8,978		
寄付金			
地代家賃	7,064		
減価償却費	7,091		
開発費償却			
租税公課	2,392		
保険料	1,264		
雑費	6,857		
営業利益（営業損失）		133,160	53,172

「直前3年の各事業年度における工事施工金額」（様式第三号）の合計の数字と一致する。

完成工事原価報告書の完成工事原価と一致する。

「直前3年の各事業年度における工事施工金額」（様式第三号）の合計の数字と一致する。

完成工事原価報告書の完成工事原価と一致する。

新

受取利息及び配当金	5,824	
その他	1,563	7,387
V 営業外費用		
支払利息	21,181	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
その他		21,181
経常利益(経常損失)		39,378
VI 特別利益		
前期損益修正益		
その他	4,550	4,550
VII 特別損失		
前期損益修正損		
その他	10,010	10,010
税引前当期純利益(税引前当期純損失)		33,918
法人税、住民税及び事業税	13,000	
法人税等調整額		13,000
当期純利益(当期純損失)		20,918

旧

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	5,824	
その他	1,563	7,387
V 営業外費用		
支払利息	21,181	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
その他		21,181
経常利益(経常損失)		39,378
VI 特別利益		
前期損益修正益		
その他	4,550	4,550
VII 特別損失		
前期損益修正損		
その他	10,010	10,010
税引前当期純利益(税引前当期純損失)		33,918
法人税、住民税及び事業税	13,000	
法人税等調整額		13,000
当期純利益(当期純損失)		20,918

## 記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当を認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。  
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

(用紙A4)

完成工事原価報告書

自 令和2年 4月 1日  
至 令和3年 3月31日

(会社名) (株) 仙 台 建 設

千円

I 材 料 費	.....	3,500,053
II 労 務 費	.....	1,460,272
(うち労務外注費.....)		
III 外 注 費	.....	615,093
IV 経 費	.....	138,771
(うち人件費 ..... 66,160)		
完成工事原価	.....	<u>1,250,190</u>

損益計算書の完成工事原価と一致する。

(用紙A4)

完成工事原価報告書

自 令和2年 4月 1日  
至 令和3年 3月31日

(会社名) (株) 仙 台 建 設

千円

I 材 料 費	.....	3,500,053
II 労 務 費	.....	1,460,272
(うち労務外注費.....)		
III 外 注 費	.....	615,093
IV 経 費	.....	138,771
(うち人件費 ..... 66,160)		
完成工事原価	.....	<u>1,250,190</u>

損益計算書の完成工事原価と一致する。

(25) 営業の沿革【様式第二十号】

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

事業(建設業以外の事業を含む)を開始した年月日を記入する。

様式第二十号(第四条関係)

(用紙A4)

営業の沿革

商号又は名称の変更、組織の変更等を記載する。

創業以後の沿革	S45年	4月	1日	創業
	S57年	10月	1日	資本金増資(資本金3,500万円)
	S60年	4月	1日	本店移転 仙台市青葉区本町3-8-1
	H6年	5月	1日	資本金増資(資本金6,000万円)
	H15年	4月	1日	(株)仙台建設に商号変更
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

最初の許可年月日、許可番号、許可業種、その後の業種追加、失効、廃業、許可換え、般特新規等の許可に関する履歴を記載する(更新については記載不要)。

建設業の登録及び許可の状況	H6年	9月	10日	宮城県知事許可(特-6) 第12345号(土、と、石、内、具)
	H11年	8月	25日	宮城県知事許可(般-11) 第12345号(園)
	H13年	10月	20日	一部廃業(石、具)
	H15年	2月	5日	宮城県知事許可(般-14) 第12345号 業種追加(は)
		年	月	日
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

行政処分等についても記載する。該当ない場合は「なし」と記載する。

賞罰	年	月	日	を し
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(25) 営業の沿革【様式第二十号】

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

事業(建設業以外の事業を含む)を開始した年月日を記入する。

様式第二十号(第四条関係)

(用紙A4)

営業の沿革

商号又は名称の変更、組織の変更等を記載する。

創業以後の沿革	S45年	4月	1日	創業
	S57年	10月	1日	資本金増資(資本金3,500万円)
	S60年	4月	1日	本店移転 仙台市青葉区本町3-8-1
	H6年	5月	1日	資本金増資(資本金6,000万円)
	H15年	4月	1日	(株)仙台建設に商号変更
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

最初の許可年月日、許可番号、許可業種、その後の業種追加等を記載する(更新については記載不要)。

建設業の登録及び許可の状況	H6年	9月	10日	宮城県知事許可(特-6) 第12345号(土、と、石、内、具)
	H11年	8月	25日	宮城県知事許可(般-11) 第12345号(園)
	H13年	10月	20日	一部廃業(石、具)
	H15年	2月	5日	宮城県知事許可(般-14) 第12345号 業種追加(は)
		年	月	日
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

行政処分等についても記載する。該当ない場合は「なし」と記載する。

賞罰	年	月	日	を し
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

許可後の注意事項

1 標識の掲示 ー法第 40 条ー

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可( )第 号	
		国土交通大臣 知事許可( )第 号	
この店舗で営業している建設業			

↑ 35 cm 以上 ↓

← 40 cm 以上 →

(2) 建設工事の現場に掲げる標識 (元請業者のみ)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事許可( )第 号		
許可年月日			

↑ 25 cm 以上 ↓

← 35 cm 以上 →

< 記載要領 >

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 4 項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣、知事」については、不要なものを消すこと。

許可後の注意事項

1 標識の掲示 ー法第 40 条ー

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。

(1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可( )第 号	
		国土交通大臣 知事許可( )第 号	
この店舗で営業している建設業			

↑ 35 cm 以上 ↓

← 40 cm 以上 →

(2) 建設工事の現場に掲げる標識 (元請業者のみ)

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事許可( )第 号		
許可年月日			

↑ 25 cm 以上 ↓

← 35 cm 以上 →

< 記載要領 >

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 4 項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣、知事」については、不要なものを消すこと。

2 変更届の提出 ー法第11条ー

○変更届の提出義務

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を速やかに管轄の各土木事務所に提出してください。

下表の提出しなければならない書類を提出しない、若しくは届出をすべき場合において届出をしない、又は虚偽の記載をしたときは、罰則の適用(法第50条第1項第2号及び第3号)があるほか、当該建設業者に対し監督処分(法第28条第1項)を行うことがあります。

○重複について

既に許可を受けている他の建設業許可業者の常勤役員等、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人や、他社で常勤勤務をしている者は、自社の経営業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人として登録することはできません。

No.	変 更 事 項	変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	頁	届出期間
1	商号又は名称	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)〕	112	変 更 後 30日以内
		② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)	—	
2	営業所の名称・所在地	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)(第二面)〕 (主たる営業所に関する変更のみの場合は(第二面)の提出は不要です。)	112-113	
		③ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)	—	
		◎ 営業所所在地の確認資料	33	
3	営業所の新設	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)(第二面)〕	112-113	
		② №.12(建設業法施行令第3条に規定する使用人)の添付書類(②~⑥)	—	
		◎ 営業所所在地の確認資料	33	
		※ №.15(専任技術者/変更・追加)の届出も併せて行ってください。		
4	営業所の廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)(第二面)〕	112-113	
		② 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)	76	
		※ №.15(専任技術者/削除)の届出も併せて行ってください。		
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)(第二面)〕	112-113	
		※ №.15(専任技術者/変更・追加)の届出も併せて行ってください。		
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)(第二面)〕	112-113	
		※ №.15(専任技術者/変更・追加または削除)の届出も併せて行ってください。		
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)〕	112	
		② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)	—	
		③ 株主(出資者)調書〔様式第十四号〕(※変更がない場合は不要です。)	81	
8	氏名(改姓・改名) <法人の役員・支配人・個人事業主>	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)〕	112	
		② 個人事業主の場合は、戸籍抄本等公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類。法人の役員・支配人の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)。		

2 変更届の提出 ー法第11条ー

○変更届の提出義務

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を速やかに管轄の各土木事務所に提出してください。

下表の提出しなければならない書類を提出しない、若しくは届出をすべき場合において届出をしない、又は虚偽の記載をしたときは、罰則の適用(法第50条第1項第2号及び第3号)があるほか、当該建設業者に対し監督処分(法第28条第1項)を行うことがあります。

○重複について

既に許可を受けている他の建設業許可業者の常勤役員等、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人や、他社で常勤勤務をしている者は、自社の経営業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人として登録することはできません。

No.	変 更 事 項	変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)		届出期間
1	商号又は名称	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)〕		変 更 後 30日以内
		② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)		
2	営業所の名称・所在地	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)(第二面)〕 (主たる営業所に関する変更のみの場合は(第二面)の提出は不要です。)		
		② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)		
		◎ 営業所所在地の確認資料(P.32参照)		
3	営業所の新設	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)(第二面)〕		
		② №.12(建設業法施行令第3条に規定する使用人)の添付書類(②~⑤)		
		◎ 営業所所在地の確認資料(P.32参照)		
		※ №.15(専任技術者/変更・追加)の届出も併せて行ってください。		
4	営業所の廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)(第二面)〕		
		② 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)		
		※ №.15(専任技術者/削除)の届出も併せて行ってください。		
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)(第二面)〕		
		※ №.15(専任技術者/変更・追加)の届出も併せて行ってください。		
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)(第二面)〕		
		※ №.15(専任技術者/変更・追加または削除)の届出も併せて行ってください。		
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)〕		
		② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)		
		③ 株主(出資者)調書〔様式第十四号〕(※変更がない場合は不要です。)		
8	氏名(改姓・改名) <法人の役員・支配人・個人事業主>	① 変更届出書〔様式第二十二号の二(第一面)〕		
		② 個人事業主の場合は、戸籍抄本等公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類。法人の役員・支配人の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)。		

新

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	頁	届出期間
9	役員等	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	112	変更後 30日以内
			② 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	
			③ 誓約書〔様式第六号〕	52	
			④ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	77	
			⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
			⑥ 登記されていないことの証明書	78	
			⑦ 身元（身分）証明書	79	
			⑧ 株主（出資者）調書〔様式第14号〕 ※株主の変更がある場合のみ提出	81	
			※「100分の5以上の株主」及び「100分の5以上の出資者」の変更の場合は、①～④、⑧の提出が必要です。		
	退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	112		
		② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34		
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
代表者	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	112			
	② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34			
	③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—			
10	支配人	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	112	
			② 誓約書〔様式第六号〕	52	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	76	
			④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	80	
			⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—	
			⑥ 登記されていないことの証明書	78	
	⑦ 身元（身分）証明書	79			
	退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	112		
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
11 欠格要件に該当したとき		届出書〔様式第二十二号の三〕	118		
12	建設業法施行令第3条に規定する使用人		① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	112	
			② 誓約書〔様式第六号〕	52	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	76	
			④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	80	
			⑤ 登記されていないことの証明書	78	
			⑥ 身元（身分）証明書	79	
13	経営業務の管理体制（規則第7条1号イ該当の場合）	変更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	112	
			② 常勤役員等証明書〔様式第七号〕	53	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	54	
			④ 役員等の一覧表〔別紙1〕	34	

旧

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	届出期間
9	役員等	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」（P.21 参照）
			② 役員等の一覧表〔別紙1〕	
			③ 誓約書〔様式第六号〕	
	④ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕			
	⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）			
	⑥ 成年被後見人等に該当しない旨の証明書			
退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	112		
	② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34		
	③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
代表者	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	112		
	② 役員等の一覧表〔別紙一〕	34		
	③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
10	支配人	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	変更後 30日以内
			② 誓約書〔様式第六号〕	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	
	④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕			
	⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）			
	⑥ 成年被後見人等に該当しない旨の証明書			
退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	112		
	② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	—		
	11 欠格要件に該当したとき	届出書〔様式第二十二号の三〕	118	
12	建設業法施行令第3条に規定する使用人		① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	変更後 2週間以内
			② 誓約書〔様式第六号〕	
			③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	
			④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	
			⑤ 成年被後見人等に該当しない旨の証明書	
13	経営業務の管理体制（規則第7条1号イ該当の場合）	変更	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	
			② 常勤役員等証明書〔様式第七号〕	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕	
			④ 役員等の一覧表〔別紙1〕	



# 新

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	頁	届出期間
15	専任技術者	削除	<交替に伴う削除の場合>		変更後 2週間 以内
			① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	112	
			② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕	67	
			③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕	37	
			<営業所の廃止等に伴う削除の場合> ※No.4の届出も併せて提出してください。		
			① 届出書〔様式第二十二号の三〕	118	
			② 専任技術者一覧表〔別紙4〕	37	
16	決算報告		① 変更届出書〔決算変更届表紙〕		事業年度 終了後 4か月 以内
			② 工事経歴書〔様式第二号〕	39・48	
			③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	49・50	
			④ 財務諸表<法人の場合>	82	
			・貸借対照表〔様式第十五号〕	83・87	
			・損益計算書・完成工事原価報告書〔様式第十六号〕	88・91	
			・株主資本等変動計算書〔様式第十七号〕	92	
			・注記表〔様式第十七号の二〕	93・98	
			・附属明細表〔様式第十七号の三〕（※資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。）		
			財務諸表<個人の場合>	82	
			・貸借対照表〔様式第十八号〕	99・100	
			・損益計算書〔様式第十九号〕	101・102	
			⑤ 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社の場合）	—	
			⑥ 納税証明書 <知事許可の場合>個人または法人事業税 <大臣許可・法人の場合>法人税 <大臣許可・個人の場合>所得税 （※納付額、納付済額が記載されているもの）	—	
			<変更のあった場合のみ添付するもの>		
⑥ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	65				
⑦ 使用人数〔様式第四号〕	51				
⑧ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	76				
⑨ 定款（定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可）	—				
17	健康保険等の加入状況		① 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	65	加入指導時に定められた提出期限又は変更後1ヶ月以内
			② 健康保険等の加入状況の確認資料	65	

(注1) 決算報告は毎年必ず提出してください。

(注2) 登記事項証明書は、それぞれの変更内容が確認できるもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

# 旧

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	届出期間	
15	専任技術者	削除	<交替に伴う削除の場合>	変更後 2週間 以内	
			① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕		
			② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕		
			③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕		
			<営業所の廃止等に伴う削除の場合> ※No.4の届出も併せて提出してください。		
			① 届出書〔様式第二十二号の三〕		
			② 専任技術者一覧表〔別紙4〕		
16	決算報告		① 変更届出書〔決算変更届表紙〕	事業年度 終了後 4か月 以内	
			② 工事経歴書〔様式第二号〕		
			③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕		
			④ 財務諸表<法人の場合>		
			・貸借対照表〔様式第十五号〕		
			・損益計算書・完成工事原価報告書〔様式第十六号〕		
			・株主資本等変動計算書〔様式第十七号〕		
			・注記表〔様式第十七号の二〕		
			・附属明細表〔様式第十七号の三〕（※資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。）		
			財務諸表<個人の場合>		
			・貸借対照表〔様式第十八号〕		
			・損益計算書〔様式第十九号〕		
			⑤ 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社の場合）		
			⑥ 納税証明書 <知事許可の場合>個人または法人事業税 <大臣許可・法人の場合>法人税 <大臣許可・個人の場合>所得税 （※納付額、納付済額が記載されているもの）		
			<変更のあった場合のみ添付するもの>		
⑦ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕					
⑧ 使用人数〔様式第四号〕					
⑨ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕					
⑩ 定款（定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可）					
17	健康保険等の加入状況		① 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕	加入指導時に定められた提出期限又は変更後1ヶ月以内	
			② 健康保険等の加入状況の確認資料（P.65参照）		

(注1) 決算報告は毎年必ず提出してください。

(注2) 登記事項証明書は、それぞれの変更内容が確認できるもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

# 新

## 提出部数

宮城県知事許可

正 本	写 し
1部 P.107-110 の一覧表に記載した必要書類を綴ったもの	2部（正本のコピーで可） 土木事務所提出分 1部 本社控分 1部

※行政書士が書類の作成を行った場合は、行政書士の職印が必要です。  
詳しくは、P125 を御確認ください。

## 受付時間

午前9時00分から午前11時30分まで

午後1時00分から午後4時30分まで

(ただし、仙台土木事務所へは午後4時00分までお越しください)

# 旧

## 提出部数

宮城県知事許可

正 本	写 し
1部 P.101-104 の一覧表に記載した必要書類を綴ったもの	2部（正本のコピーで可） 土木事務所提出分 1部 本社控分 1部

※行政書士が書類の作成を行った場合は、行政書士の職印が必要です。  
詳しくは、P119 を御確認ください。

## 受付時間

午前9時00分から午前11時30分まで

午後1時00分から午後4時30分まで

(ただし、仙台土木事務所へは午後4時00分までお越しください)





## 6 その他

行政書士が申請を代行する場合、申請者欄には申請者名のみ記名し、書類の作成も行った場合は行政書士法施行規則第9条第2項に基づき、申請書の欄外に書類作成者として行政書士名を記名して押印すること。この場合は委任状の提出を要しないが、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことは出来ない。

## ●代理人の記名押印で可なもの

## ＜建設業許可、認可及び経営事項審査に関するもの＞

- ・ 建設業許可申請書〔様式第一号〕の申請者の欄
- ・ 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合のみ）
- ・ 変更届出書〔様式第二十二号の二〕の届出者の欄
- ・ 決算の変更届出書の届出者の欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の三〕の届出者の欄
- ・ 廃業届〔様式第二十二号の四〕の届出者の欄
- ・ 譲渡及び譲受け認可申請書〔様式第二十二号の五〕の申請者欄
- ・ 合併認可申請書〔様式第二十二号の七〕の申請者欄
- ・ 分割認可申請書〔様式第二十二号の八〕の申請者欄
- ・ 相続認可申請書〔様式第二十二号の十〕の申請者欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の九〕の届出者の欄
- ・ 届出書〔様式第二十二号の十二〕の届出者の欄
- ・ 経営規模等評価申請書〔様式第二十五号の十一〕の申請者の欄

## ＜解体工事業登録申請に関するもの＞

- ・ 解体工事業登録申請書〔別記様式第1号〕
- ・ 解体工事業登録事項変更届出書〔別記様式第6号〕

## ＜浄化槽工事業登録に関するもの＞

- ・ 浄化槽工事業登録申請書〔別記様式第1号〕
- ・ 浄化槽工事業登録変更事項届出書〔別記様式第7号〕
- ・ 特例浄化槽工事業者届出書〔別記様式第11号〕
- ・ 特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書〔別記様式第12号〕

## ●代理人の記名押印は不可なもの

## ＜建設業許可、認可及び経営事項審査に関するもの＞

- ・ 誓約書〔様式第六号〕の申請者の欄
- ・ 常勤役員等証明書〔様式第七号〕の証明者の欄
- ・ 常勤役員等証明書〔様式第七号〕の申請者の欄
- ・ 常勤役員等及び当該常勤等役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕の証明者の欄
- ・ 常勤役員等及び当該常勤等役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕の申請者の欄
- ・ 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕の申請者・届出者の欄
- ・ 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く）
- ・ 実務経験証明書〔様式第九号〕の証明者の欄
- ・ 指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕の証明者の欄
- ・ 許可申請者の略歴書〔様式第十二号〕の氏名の欄
- ・ 令第3条に規定する使用人の略歴書〔様式第十三号〕の氏名の欄
- ・ 誓約書〔様式第二十二号の六〕の申請者の欄
- ・ 誓約書〔様式第二十二号の十一〕の申請者の欄
- ・ 経営規模等評価申請手数料貼り付け書の申請者の欄

## ＜解体工事業登録申請に関するもの＞

